

平成26年度大阪府消費者施策の概要

平成27年3月

大阪府府民文化部

目 次

第1部 消費者施策の推進	1
第1 平成26年度における消費者施策について	1
1. 消費者施策体系	1
2. 大阪府消費者保護条例の体系	2
3. 消費者施策の総合調整	3
4. 安全な消費生活の確保	3
5. 適正な消費者取引の確保	5
6. 消費者教育・情報提供等の強化	6
7. 消費者活動の支援	7
8. 物価安定対策等	8
第2 消費者行政主要組織図	9
1. 全 国	9
2. 大阪府	10
第3 消費者施策に関する法令等について	11
第2部 消費者施策の具体的方策	13
第1 担当部課別施策一覧	13
第2 体系別施策一覧	16
1. 消費者施策の総合調整	16
(1) 総合的な消費者行政関連施策の推進	16
(2) 府消費生活センターの機能の充実・強化	17
2. 安全な消費生活の確保	19
(1) 相談・苦情処理体制の強化	19
(2) 総合的な消費者被害の防止・救済	23
(3) 品目の特性に応じた危害の防止	24
(4) 試験検査等の実施	27
3. 適正な消費者取引の確保	29
(1) 商品・サービスの表示・契約等の適正化	29
(2) 公正自由な競争条件の確保	32
4. 消費者教育・情報提供等の強化	33
(1) 消費者啓発・教育の充実	33
(2) 消費生活に関する情報提供の充実	38
(3) 望ましい消費生活の提案	42
5. 消費者活動の支援	44
(1) 消費者団体の活動支援	44
(2) 消費生活協同組合の活動支援	44
6. 物価安定対策等	45
(1) 生活関連物資の価格・需給動向の調査・監視等	45
(2) 生鮮食料品の安定的供給等	45
(3) 流通の合理化・適正化	46
(4) 公共料金等の適正確保	47

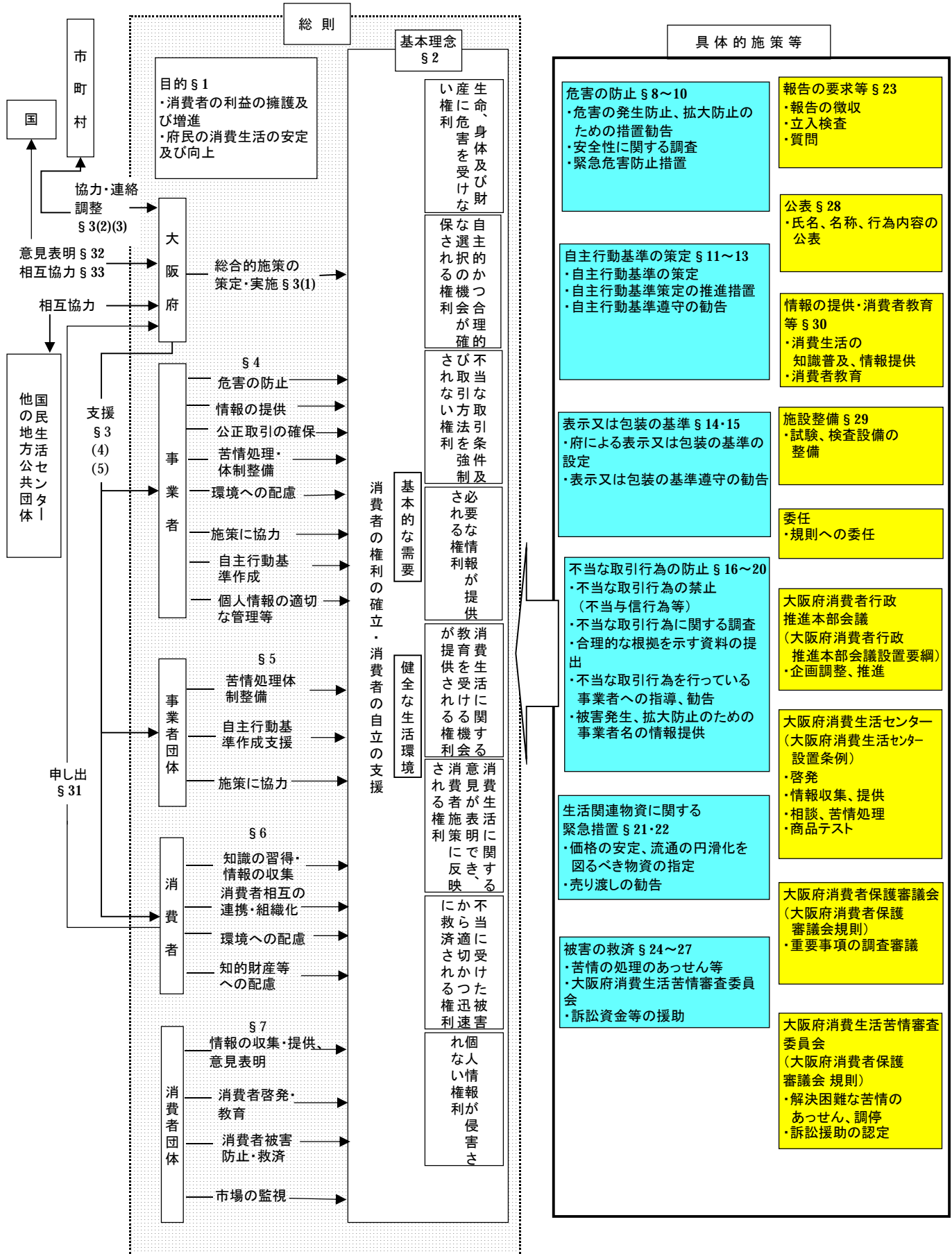
第1部 消費者施策の推進

第1 平成26年度における消費者施策について

1. 消費者施策体系

消費者施策の推進		項目
消費者施策の総合調整	総合的な消費者行政関連施策の推進	1-(1)
	府消費生活センターの機能の充実・強化	1-(2)
安全な消費生活の確保	相談・苦情処理体制の強化	2-(1)
	総合的な消費者被害の防止・救済	2-(2)
	品目の特性に応じた危害の防止	2-(3)
	試験検査等の充実	2-(4)
適正な消費者取引の確保	商品・サービスの表示・契約等の適正化	3-(1)
	公正自由な競争条件の確保	3-(2)
消費者教育・情報提供等の強化	消費者啓発・教育の充実	4-(1)
	消費生活に関する情報提供の充実	4-(2)
	望ましい消費生活の提案	4-(3)
消費者活動の支援	消費者団体の活動支援	5-(1)
	消費生活協同組合の活動支援	5-(2)
物価安定対策等	生活関連物資の価格・需給動向等の調査・監視等	6-(1)
	生鮮食料品等の安定供給と流通の合理化・適正化	6-(2)(3)
	公共料金等の適正確保	6-(4)

2. 大阪府消費者保護条例の体系



3. 消費者施策の総合調整

(1) 総合的な消費者行政関連施策の推進 [府民文化部]

<大阪府消費者行政推進本部会議の運営> (庁内における連携)

本府における消費者行政を総合的に推進するため、知事を本部長とし、全部局長等で構成する「大阪府消費者行政推進本部会議」の積極的な運営を図る。

<大阪府消費者保護審議会の運営>

「大阪府消費者保護審議会」を設置、運営し、消費者保護に関する施策についての重要事項の調査・審議を行う。

<国及び他府県等との連携>

消費者行政を効果的に推進するため国及び他府県等との連携を密にし、情報交換等を行うとともに、必要に応じて他府県と連携して関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。

<市町村との連携>

消費者行政を効果的に推進するため、各種会議、相談員研修等を開催するなど、市町村との連携を図る。

(2) 府消費生活センターの機能の充実・強化 [府民文化部]

府消費者行政における施策の企画・立案及び特定商取引に関する法律等の規定に基づく事業者指導等を強化し、消費者問題の現状把握と解決をより迅速かつ的確に行う。

また、専門的・広域的相談等を行う市町村消費生活センターの中核センターとして、苦情処理や情報提供・啓発機能の充実・強化を図る。

さらに、複雑・高度化する消費者問題に対応するため、専門性の高い民間の団体（公益財団法人関西消費者協会）に相談業務等を委託するなど、民間団体との協働による消費者行政の充実を図る。

(運営の基本コンセプト)

- ・消費者の自立支援の拠点：相談機能の充実・強化、市町村相談窓口の機能強化支援
- ・情報ネットワークの拠点：消費生活に関する情報提供の充実、悪質商法等緊急情報の発信
- ・交流と創造の拠点：消費者や企業との交流の機会の提供、自主的な活動の支援

<消費生活分野における専門家団体との連携>

センターに寄せられる相談のうち、特に高度な法的判断を必要とする案件について、府内の相談員が専門的な助言を得ることができるよう、大阪弁護士会との連携を強化し、法律相談を充実する。

4. 安全な消費生活の確保 [府民文化部]

消費者に提供される商品及びサービスについては、その質や内容等に関する安全性の確保が不可欠であることから、製造物責任制度の定着を図り、総合的な消費者被害の防止と救済のための施策を推進する。

(1) 相談・苦情処理体制の強化

<消費者トラブルの相談窓口> [府民文化部・商工労働部・住宅まちづくり部]

消費者トラブルの相談窓口として、府消費生活センターにおける消費生活相談のほか、住宅相談室における住宅相談、金融課における多重債務相談等を実施している。また、総合府民相談室（府民お問合せセンターに窓口設置）において府政相談を行っている。

府消費生活センターにおいては、全国消費生活情報ネットワーク・システム〔略称：P I O - N E T (パイオネット)〕の適切な運用を図るなど、その相談機能の充実に努めるとともに、各相談窓口との連携を図る。

また、相談処理に役立つタイムリーな情報を府内消費生活相談窓口職員間で共有できる「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」を運用することにより、苦情処理機能や消費者被害の未然防止機能の充実に努める。

<大阪府消費生活苦情審査委員会>

「大阪府消費者保護条例」の規定によるあっせん・調停及び訴訟資金の貸付、その他の援助についての調査審議を行うため、大阪府消費者保護審議会に設置している「大阪府消費生活苦情審査委員会」の機動的かつ積極的な運営を図る。

(2) 総合的な消費者被害の防止・救済 [府民文化部]

「消費者基本法」や「大阪府消費者保護条例」等に基づき、総合的な消費者被害の防止と救済のための体制を各部局が協力して推進する。

<裁判外紛争処理体制の整備・充実>

訴訟に要する時間的・経済的負担を考慮し、比較的少額の被害や相対交渉で解決が得られなかった被害を簡易・迅速な手続きにより救済するため、裁判外紛争処理体制の整備・充実に努める。

- 「大阪府消費生活苦情審査委員会」の機動的かつ積極的な運営を図る。(再掲)
- 民間型裁判外紛争処理機関との連携に努める。

<原因究明体制の整備>

製品関連事故に係る紛争の円滑かつ適切な解決と、その際の被害者の証明負担を軽減させるため、既存の原因究明(試験研究)機関自体の整備・充実に努めるとともに、被害者が紛争の内容に応じた原因究明(試験研究)機関をより適切に利用できるような体制を整備する。

- 「原因究明機関ネットワーク総覧」((独)製品評価技術基盤機構)を活用する。
- 原因究明(試験研究)機関との連携を促進する。

<事故情報の収集・提供等>

製造物責任制度の普及啓発に努めるとともに、危害情報システム((独)国民生活センター)や事故情報収集制度((独)製品評価技術基盤機構)等の積極的な活用により、製品関連事故に関する情報の収集・分析・提供の拡充・強化を図る。さらに、消費者行政関係機関等との一層の連携促進を図り、被害の未然・拡大防止に努める。

(3) 品目の特性に応じた危害の防止 [危機管理室・府民文化部・健康医療部]

- 事故や災害を防止し、府民のくらしの安全を図るために、高圧ガス、火薬類、毒物及び劇物等の指導取締りを実施する。(高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法等)
- 消費生活用製品による生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、府民に対して「消費生活用製品安全法」の周知を図る。(消費生活用製品安全法)
- 有害な食品、不良医薬品・医療機器等、家庭用品、危険ドラッグ等から府民の健康を

守るために試験検査や監視指導体制の強化を図るとともに府民に対して正しい知識の啓発、普及に努める。(食品衛生法、薬事法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例)

(4) 試験検査等の充実 [府民文化部・健康医療部・商工労働部]

- 製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点からの商品テスト等を実施する。
- 家庭用品に含まれる有害物質等による保健衛生上の危害を防止するための試験検査、調査研究を行う。
- 企業等が開発する製品の品質向上等のための試験研究等を実施する。

5. 適正な消費者取引の確保

(1) 商品・サービスの表示・契約等の適正化

<消費者契約法の実効性確保> [府民文化部]

「消費者契約法」の実効性を確保するため、府民への周知をはじめ、「大阪府消費者行政推進本部会議」を通じて庁内関係部局との連携強化を図るとともに、市町村消費者行政担当課長会議等を開催し、法律の内容等について市町村消費者行政担当者の理解が深まるよう努める。

また、消費者契約に関する紛争の公正かつ円滑な解決のためには、消費者契約に関する紛争処理制度の整備が重要であることから、府消費生活センターや市町村における苦情処理機能の充実を図る。

<表示、包装の適正化> [府民文化部・環境農林水産部]

- 「消費者保護条例」に基づき商品等の表示の適正化を図る。(大阪府消費者保護条例)
- 家庭用品及び食品の品質に関する表示の適正化を図る。(家庭用品品質表示法、JAS法、米トレーサビリティ法)
- 過大な景品付販売や不当な表示については、関係法令の周知徹底を図るとともに事業者の指導等を行うことにより違反行為の防止に努める。(不当景品類及び不当表示防止法)

<適正計量の確保> [商工労働部]

特定計量器の検定や定期検査の実施及び事業所への立入検査や事業者の指導などにより計量器や商品量目の適正化を図るとともに、計量思想の普及に努める。(計量法)

<不当な取引行為の防止等> [府民文化部・住宅まちづくり部]

- 「消費者保護条例」に基づき悪質事業者の指導の強化に努める。(大阪府消費者保護条例)
- 「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の府民への周知徹底を図るとともに、訪問販売等に関する消費者保護と取引ルールの適正化を図るため、悪質事業者の指導等に努める。(特定商取引に関する法律・割賦販売法)
- ゴルフ場等の会員契約の適正化を図る。(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律)
- 「旅行業法」に基づき府知事登録旅行業者の指導・監督に努める。(旅行業法)

- 「宅地建物取引業法」に基づいて宅建業者が営む業務に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正の確保を図っている。また、宅地建物取引業に関する消費者からの相談を受け付けるとともに、宅建業者の人権意識を高めるよう啓発を行う。(宅地建物取引業法)
- 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、準司法機関である大阪府建設工事紛争審査会を設置し紛争の解決にあたりるとともに、同審査会への申請にかかる事前相談を行う。(建設業法)
- 住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適切な解決ができるよう制定された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく瑕疵保証制度、住宅性能表示制度等の周知に努める。(住宅の品質確保の促進等に関する法律)
- 新築住宅の請負人や売主に義務付けられた資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の周知に努める。(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)
- 「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、賃貸住宅等に関する情報の提供、相談等の体制の整備に努める。(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法)

(2) 公正自由な競争条件の確保[府民文化部]

<違反行為の指導と防止>

過大な景品付販売や不当な表示については、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業者の指導等を行うことにより違反行為の防止に努める。(不当景品類及び不当表示防止法) (再掲)

<自主行動基準の策定の推進>

事業者又は事業者団体と消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るため、事業者・事業者団体による自主行動基準の策定の推進に努める。(大阪府消費者保護条例)

6. 消費者教育・情報提供等の強化

(1) 消費者啓発・教育の充実

<消費者啓発> [府民文化部]

- 消費生活に関するホームページ「消費生活事典」を積極的に運用する。
- 豊かな消費生活の実現に向けた各種啓発事業を実施する。

<消費者教育> [府民文化部・教育委員会]

- 消費生活に必要な幅広い知識と判断力を養成するため、各種講座等を開催する。
- 学校における消費者教育を支援するため、高等学校等へ講師を派遣する「消費者教育講師派遣事業」「教職員向け消費者教育講師派遣事業」を積極的に活用する。

(2) 消費生活に関する情報提供の充実 [府民文化部・住宅まちづくり部]

- 府消費生活センターにおいて、消費者にとって有益な行政情報を含む幅広い「生活情

報」の提供と合わせて、消費者団体の研究の成果や企業の消費者向け情報を提供するとともに、消費者フェアにおける企画展示の開催などを通じ、消費者相互あるいは事業者との情報交換を促す。

- 大阪市と共同発行する消費生活情報誌「くらしすと」をはじめ各種啓発資料の充実に努め、消費者に対して的確な情報提供を行うとともに、消費者問題について正しい知識の普及向上を図る。
- 「建築基準法」に基づき、建築物の確認検査等の手続の履歴、設計者、工事監理者等の情報の積極的な開示を図り、合わせて建築手続等の広報・普及啓発に努める。

(3) 望ましい消費生活の提案 [府民文化部・商工労働部・環境農林水産部]

- 金融知識普及運動を推進し府民の意識啓発を図る。
- 「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、
「家電リサイクル法」(特定家庭用機器再商品化法)及び「小型家電リサイクル法」(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)など各種リサイクル関連法令の周知を行い、府民のリサイクル意識の向上を図る。

7. 消費者活動の支援[府民文化部]

(1) 消費者団体の活動支援

「大阪府消費者研究発表大会」等を通じて消費者の自主的な活動を支援・促進するとともに幅広い消費者啓発を行う。

(2) 消費生活協同組合の活動支援

消費生活協同組合の適正な運営を確保するとともに、消費者の自主的な活動を促進するため、その育成指導に努める。

8. 物価安定対策等

(1) 生活関連物資の価格・需給動向等の調査 [総務部・府民文化部]

- 生活関連物資の供給の安定を図るため、生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇する恐れのある場合、生活二法（生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法）の適正な運用に努めるとともに、必要に応じて府消費者保護条例を適用。

(2) 生鮮食料品等の安定供給と流通の合理化・適正化[環境農林水産部]

- 中央卸売市場を適正に管理運営し、また地方卸売市場の整備、指導等を行うことにより、生鮮食料品の安定的な供給と流通の合理化を図る。
- 中小企業の体質改善と流通機構の近代化を図り、流通コストの低減と物資の安定供給を図る。
- 学校給食用牛乳、物資等を低廉で安定した価格で供給する。

(3) 公共料金等の適正確保

① 大阪府が決定するもの [府民文化部・健康医療部・住宅まちづくり部・教育委員会]

大阪府が決定する各種公共料金（保健所の使用料等）の決定については、各々の根拠に基づき、府の財政事情及び他府県の料金等を勘案して適正に定める。

② 大阪府が助成又は関与するもの [府民文化部・健康医療部・住宅まちづくり部]

私立高等学校・高等専修学校の授業料について、国の就学支援金と併せ、助成を行い、生徒・保護者の授業料負担の軽減を図る。

公立大学法人大阪府立大学が運営する大学の授業料等については、地方独立行政法人法に基づき、大学法人が料金の上限を定め、知事の認可を受けなければならない（議会の議決が必要）。

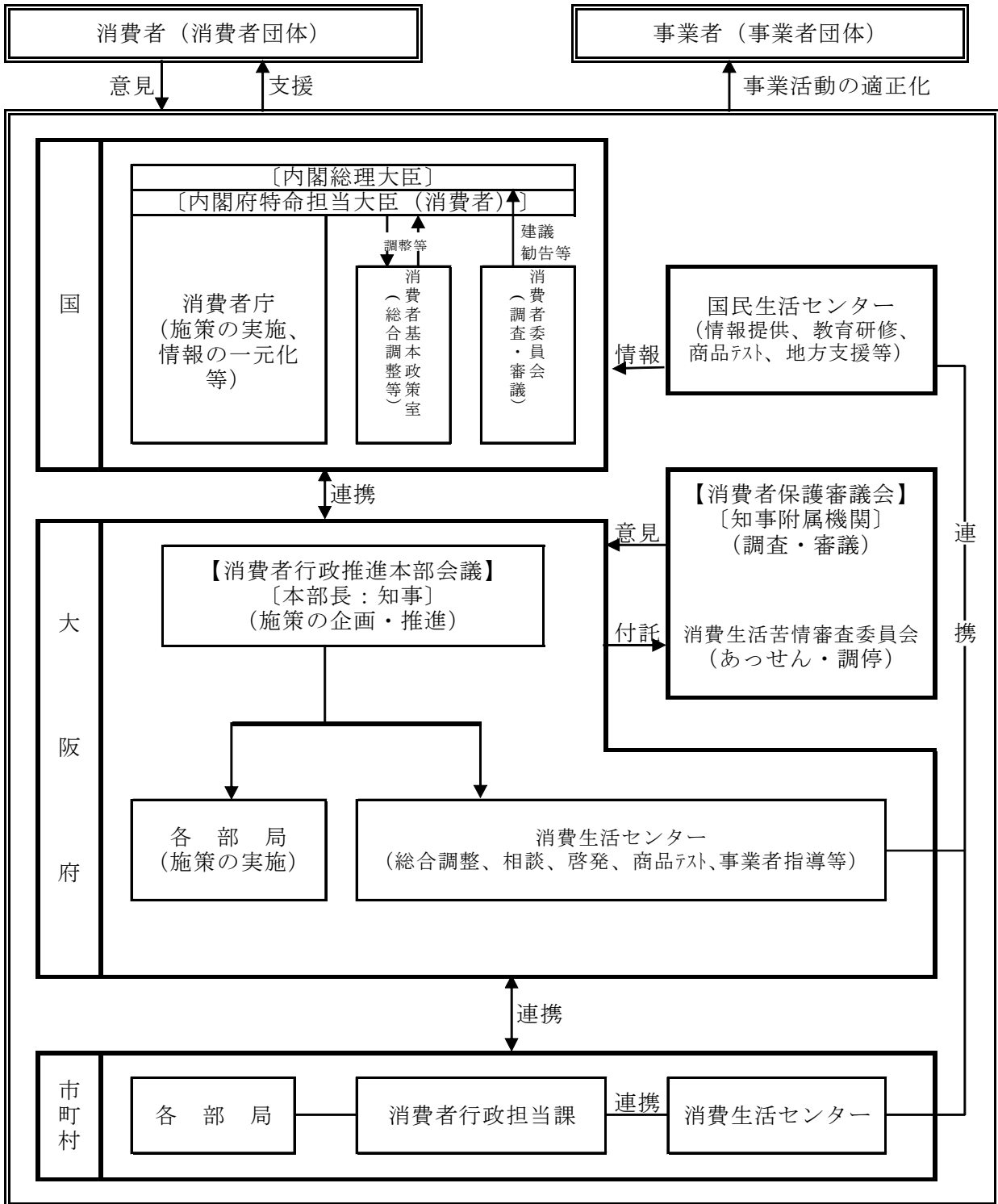
公衆浴場料金については、知事が統制額を指定する。

地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する府立の病院の診療料等については、地方独立行政法人法に基づき同法人が定める中期計画の中で料金に関する事項として定める（議会の議決及び知事の認可が必要）。

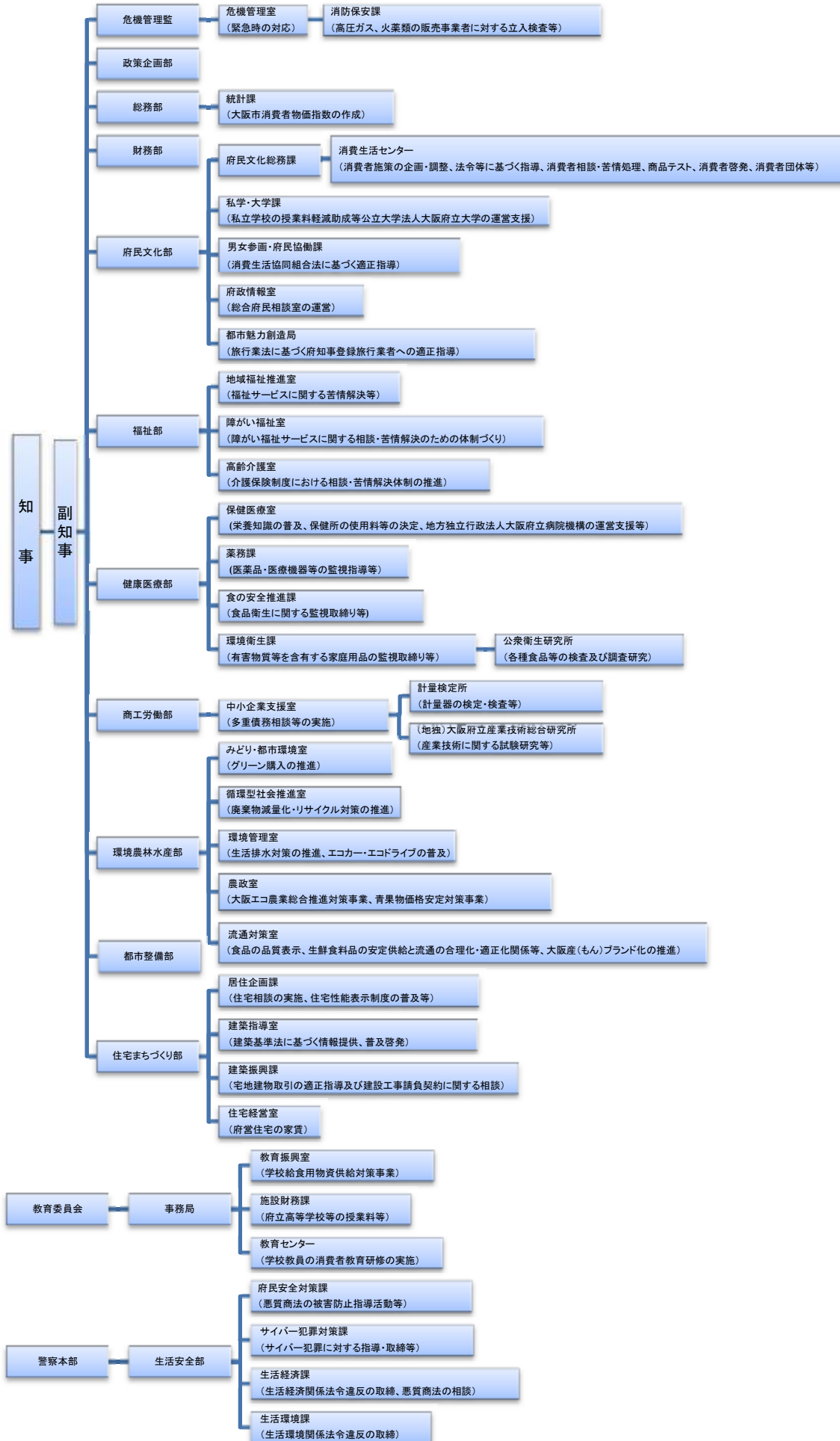
特定優良賃貸住宅の所有者である認定事業者及び高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者等に対し補助することにより、優良な賃貸住宅の供給を促進する。

第2 消費者行政主要組織図

1. 全国



2. 大阪府



第3 消費者施策に関する法令等について

項目	法律の名称	法律の概要	所管官庁	府の担当課	府の事務の概要	自治事務、法定受託事務の別
安全な消費生活の確保						
相談苦情処理体制の強化	消費者安全法	基本方針、消費生活相談、消費者事故等の情報集約、消費者被害の発生・拡大の防止	消費者庁	消費生活センター	消費生活相談、消費生活センター設置、消費者事故情報の通知、立入検査等	自治事務（一部法定受託事務）
	貸金業法	貸金業の登録、契約証書等の書面の交付、取立行為の規制等	金融庁	金融課	貸金業の登録、貸金業者の指導監督、多重債務相談等	自治事務
品目の適正に応じた危害の防止	消費生活用製品安全法	一般生活用品の製造、販売の規制（PSCマーク制度）、安全向上の自主的促進措置（SGマーク制度）等	経済産業省 消費者庁	消費生活センター	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等（H19.4.1～市町村へ移譲）	自治事務
	ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	ガス用品の指定機関による検定、形式承認、表示の規制、有資格者による工事又は監督の義務付け等	経済産業省	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	電気用品安全法	電気用品の指定機関による検定、形式承認等	経済産業省 消費者庁	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	火薬類取締法	火薬類（玩具花火）の取扱い、販売業者での保管や陳列の規制等	経済産業省	消防保安課	火薬類の譲受・消費に関する許認可	自治事務
	薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に必要な規制等	厚生労働省	薬務課	薬局等医薬品販売業に関する審査、許認可及び監視指導	自治事務
	毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物に関する保健衛生に必要な取締り	厚生労働省	薬務課	医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業に関する審査・進達、許認可及び監視指導	第1号法定受託事務
					毒劇物の製造・輸入・販売業者及び業務上取扱者等に関する審査・進達、許認可・登録及び監視指導。知事権限に属するもの（製剤の製造等）は自治事務。大臣権限に属するもの（製造）は第1号法定受託事務。	自治事務
	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準	厚生労働省 消費者庁	食の安全推進課	営業施設の基準を設ける 営業の許可等を行う	自治事務
					営業施設への臨検検査、報告の徴収等	第1号法定受託事務
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	住宅用洗剤としての塩酸、エアゾール製品、下着用のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家庭用品の規制	厚生労働省 消費者庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する立入検査報告徴収等	第1号法定受託事務	
試験検査等の充実	食品衛生法	不衛生食品の販売等の禁止、食品等の規格基準の制定、営業施設の基準	厚生労働省 消費者庁	食の安全推進課 （公衆衛生研究所）	食品等の収去・検査	第1号法定受託事務
	薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に必要な規制等	厚生労働省	薬務課	薬局等医薬品販売業の薬事申請に係る相談指導及び審査業務、収去試験、調査研究、研修並びに依頼試験等	自治事務
					医薬品・医療機器の製造販売業・製造業の薬事申請に係る相談指導及び審査業務、収去試験、調査研究、研修並びに依頼試験等	第1号法定受託事務
水道法	各種水道の規制、水質の検査、受水槽の管理等について規定	厚生労働省	環境衛生課	水道事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等	自治事務	
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	住宅用洗剤としての塩酸、エアゾール製品、下着用のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家庭用品の規制	厚生労働省 消費者庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する立入検査、報告徴収等（検査は公衆衛生研究所で実施）	第1号法定受託事務	
適正な消費者取引の確保						
商品・サービスの表示・契約等の適正化	特定商取引に関する法律	・訪問購入については、不適切な勧誘の禁止（不招請勧誘を含む）書面の交付、物品引渡しの拒絶告知義務、クーリングオフ等 ・訪問販売、電話勧誘販売については、不適切な勧誘の禁止、書面の交付、クーリングオフの導入等 ・通信販売については、広告、表示、承諾等の通知、連鎖販売取引については、不適切な勧誘の禁止、広告規制、表示、書面の交付等 ・特定継続的役務については、不適切な勧誘の禁止、書面交付、クーリングオフ、中途解約の導入 ・情報開示等の規制等、業務提供誘引販売取引については、不適切な勧誘の禁止、書面交付、クーリングオフ・広告規制等及び電子メールによる一方的な商業広告の送付に関する規制等	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	訪問販売業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	割賦販売法	割賦販売につき、手数料率等販売条件の表示、書面の交付、クーリングオフ等の規制等	経済産業省 消費者庁	消費生活センター	前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する報告徴収、立入検査	自治事務
	家庭用品品質表示法	繊維製品、雑貨工業品等の家庭用品につき、製品の品質が識別できるような表示の標準化等	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	販売事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等（H19.4.1～町村へ移譲）	自治事務
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員募集の際の届出、契約締結の際の書面による情報の開示、クーリングオフ等	経済産業省	消費生活センター	会員制事業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	旅行業法	旅行者等の登録、有効期間の更新登録、営業保証金の供託、旅行業約款の導入、取引条件の説明、適正な広告表示、営業保証金の還付、報告徴収及び立入検査	観光庁 消費者庁	都市魅力創造局	旅行者及び旅行者代理業の登録等	自治事務
	住宅の品質確保の促進等に関する法律	住宅性能表示及び瑕疵担保責任の特例等	国土交通省 消費者庁	居住企画課	法律に関する普及、啓発、質問・相談への対応等（情報提供等）	自治事務
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	新築住宅について、請負人や売主に課される資力確保措置等	国土交通省	居住企画課 建築振興課	法律に関する普及、啓発、質問・相談への対応等（情報提供等） 大阪府知事許可・免許事業者が行う届出の受理等	自治事務

項目	法律の名称	法律の概要	所管官庁	府の担当課	府の事務の概要	自治事務、法定受託事務の別
	計量法	正確な計量器の供給、正確な計量器使用、正確な計量、商品量目の規制等	経済産業省	計量検定所	事業者に対する登録・届出・指定・計量器に対する検定・検査、計量関係事業者等立入検査及び計量思想の普及啓発	自治事務
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	食品等の規格及び食品の品質表示の適正化等	農林水産省 消費者庁	流通対策室	食品等の製造・販売者に対する食品の品質表示の適正化に向けた指導等	自治事務
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）	農林水産省 消費者庁	流通対策室	米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するための米穀事業者に対する啓発や指導	自治事務
公正自由な競争条件の確保	不当景品類及び不当表示防止法	一般消費者に誤認される商品又は役務についての不当な表示の規制等	消費者庁	消費生活センター	事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等（平成23.4.1～大阪市へ移譲）	自治事務
消費者教育・情報提供の強化						
消費者啓発・教育の充実	健康増進法	食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及	厚生労働省 消費者庁	地域保健福祉室	・集団給食施設に対する指導 ・販売する食品の栄養表示、特別用途食品の表示に関する指導	自治事務
	食品衛生法	消費者及び食品関係営業者に対する食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及	厚生労働省 消費者庁	食の安全推進課	消費者及び食品関係営業者に対する食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及	自治事務
消費生活に関する情報提供の充実	建築基準法	安全で安心なまちづくりの実現を図るための建築物等の安全、防火、衛生上の基準	国土交通省	建築指導室	建築確認、中間完了検査、許可、認定や違反建築対策等、建築物についての台帳の管理と閲覧	自治事務
	屋外広告物法	良好な景観の形成、若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を目的に屋外広告物の表示等について規制	国土交通省	建築指導室 4土木事務所	屋外広告業登録、屋外広告物の許可・規制、違法屋外広告物の除却	自治事務
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じることなどにより、高齢者の居住の安定の確保を図る。	国土交通省 厚生労働省	居住企画課	高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録簿を一般の閲覧に供するなどにより、高齢者に情報を提供	自治事務
望ましい消費生活の提案	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）	容器包装廃棄物の消費者の分別排出、市町村の分別収集、事業者の再商品化の責務	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知、分別収集促進計画の策定	自治事務
	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	家電廃棄物の減量と再商品化等を図るための製造業者、小売業者の義務	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知	自治事務
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）	使用済小型電子機器の再資源化を促進するための廃棄物処理法の特例	環境省 経済産業省	循環型社会推進室	法令の周知	自治事務
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	食品関連事業者が食品廃棄物について、発生抑制、再生利用、減量等を行う責務	農林水産省	環境農林水産総務課	法令の周知	自治事務
消費者活動の支援						
生活協同組合の活動支援	消費生活協同組合法	消費生活協同組合の許認可、運営に関する監督指導等	厚生労働省	男女参画・府民協働課	消費生活協同組合の設立、解散等の許認可及び運営に関する監督指導	自治事務
物価安定対策等						
生活関連物資の価格・需給動向の調査・監視等	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	生活関連物資の異常高騰の抑制、物資の価格・需給の調査、販売業者に対する規制等	消費者庁	消費生活センター	生活関連物資等の売り渡しの指示（H19.4.1～市町村（政令市除く）へ移譲）	第1号法定受託事務
	国民生活安定緊急措置法		消費者庁		生活関連物資等の標準価格等の表示の指示及び標準価格以下での販売の指示（H19.4.1～市町村（政令市除く）へ移譲）	第1号法定受託事務
流通の合理化・適正化	卸売市場法	卸売市場の適正な管理及び運営、市場関係者の業務指導監督	農林水産省	流通対策室	地方卸売市場の開設及び卸売の業務についての許可等、市場業務についての規制及び監督	自治事務
公正料金等の適正確保	公営住宅法	公営住宅の家賃の設定	国土交通省	住宅経営室	大阪府営住宅（公営住宅）の公営住宅法等の規定に基づく家賃の設定	自治事務
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定公共賃貸住宅の入居者負担額の設定	国土交通省	住宅経営室	大阪府営住宅（特定公共賃貸住宅）の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の規定に基づく入居者負担額の設定	自治事務
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の入居者負担額の設定	国土交通省	居住企画課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の規定に基づく入居者負担額の設定	自治事務
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じることなどにより、高齢者の居住の安定の確保を図る。	国土交通省	居住企画課	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の入居者負担額の設定	自治事務
	物価統制令	公衆浴場の入浴料金の設定	消費者庁	環境衛生課	一般公衆浴場入浴料金の最高額を設定	自治事務

第2部 消費者施策の具体的方策

第1 担当部課別施策一覧

部	課	施 策	ページ	
府民文化部	消費生活センター	大阪府消費者行政推進本部会議の運営	16	
		大阪府消費者保護審議会の運営	16	
		消費者行政関連会議、研修会の出席	16	
			国民生活センターとの連携・情報の交換	16
			消費者施策に関する大阪市との連携	17
			市町村との連携	17
			府消費生活センターの機能の充実・強化	17
			大阪府消費者行政活性化事業の推進	18
			大阪府消費生活苦情審査委員会の運営	19
			市町村相談体制整備支援	19
			消費生活相談及び苦情処理	19
			消費者保護条例に基づく危害防止	23
			製造物責任法への対応（PL法の普及）	23
			訴訟の援助	23
			消費生活用製品の監視取締り	24
			製品関連被害防止・救済のための商品テスト	27
			消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	29
			消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り	29
			前払式特定取引業者の指導監督等	29
			家庭用品品質表示の指導取締り	29
			ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	29
			消費者契約法の普及	29
			不当景品・不当表示の指導取締り	32
			ウェブサイトの運用	33
			消費者月間推進事業	33
			消費者教育講座等開催	35
			消費者教育の推進	36
			総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施（府市連携事業）	36
			消費生活情報の提供	38
			生活設計と貯蓄の奨励	42
			消費者研究発表大会の開催	44
			生活二法の適正な運用	45
	消費者保護条例による緊急措置	45		
	生活関連物資の価格・需給動向調査	45		
危機管理室	消防保安課	高圧ガス（LPガスを含む）の指導取締り	24	
		火薬類（がん具煙火）の販売事業者に対する指導取締り	24	
総務部	統計課	大阪市消費者物価指数の作成	45	
府民文化部	男女参画・府民協働課 私学・大学課	消費生活協同組合の許認可及び指導	44	
		公立大学法人大阪府立大学が運営する大学の授業料等	47	
		公立大学法人大阪府立大学が運営する工業高等専門学校等の授業料等	47	
		私立高校等の授業料支援	52, 53	
	府政情報室 都市魅力創造局 国際課	府民相談（府政相談）	19	
		府民相談（外国人相談）	19	
		都市魅力創造局 企画・観光課	・旅行業法に基づく府知事登録旅行業者への適正指導 （報告徴収及び立入検査等） ・旅行業者の倒産等による営業保証金の還付	30

部	課	施 策	ページ	
福祉部	地域福祉推進室	大阪後見支援センターの運営支援	20	
		福祉サービスに関する苦情解決	20	
		福祉サービス第三者評価事業の推進	29	
	障がい福祉室 高齢介護室	障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり	20	
		介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進	21	
健康医療部	保健医療室	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	39	
健康医療部	保健医療室	府民相談（医療相談）	19	
		栄養知識の普及	36	
		保健所の使用料手数料又は診療料	48	
	薬 務 課	地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する5病院の診療料等	49	
		医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導	25	
		医薬品の適正使用の推進	37	
		薬物乱用防止対策の推進	37	
		健康食品安全対策事業	37	
		食の安全推進課	食品衛生に関する監視取締り	26
	環境衛生課	食品衛生知識の普及	37	
		有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り	26	
		住居衛生対策事業	39	
	公衆衛生研究所	一般公衆浴場入浴料金の指定	50	
各種食品、飲料水、医薬品、家庭用品等の検査及び調査研究		27		
商工労働部	中小企業支援室 金融課	多重債務相談等の実施	22	
		多重債務者対策	23	
(地独) 大阪府立産業技術総合研究所 計量検定所		消費者金融知識の普及	38	
		産業技術に関する試験、研究、指導及び普及、相談その他支援	27	
		適正計量の確保	30	
環境農林水産部	エネルギー政策課 みどり・都市環境室 循環型社会推進室 環境管理室	計量強調月間行事の開催	33	
		太陽光パネル設置普及啓発事業	39	
		グリーン購入の推進	42	
		リサイクル社会推進事業	43	
		生活排水対策の推進	42	
		エコカーの普及促進	42	
		駐車時におけるアイドリングストップの推進	42	
		おおさか交通エコチャレンジ推進運動	43	
		農政室	大阪エコ農業総合推進対策事業	28
		流通対策室	青果物価格安定対策事業	46
	食品表示適正化推進事業		31	
	大阪府加工食品（Eマーク食品）認証啓発事業		31	
	大阪産（もん）ブランド化の推進		45	
	学校給食用牛乳供給事業		46	
	中央卸売市場事業		46	
	地方卸売市場整備促進事業		46	

部 課	施 策	ページ	
住宅まちづくり部 居住企画課	住宅相談の実施	22	
	分譲マンション管理・建替えサポートシステム	22	
	住まいの評価・管理アドバイザー登録・紹介制度	23	
	新築住宅の瑕疵担保責任に関する特例・住宅性能表示制度の普及	31	
	住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	31	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく 「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	39	
	大阪府住宅バリアフリーリフォーム支援システム	39	
	大阪府住宅リフォームマイスター制度	40	
	大阪あんしん賃貸支援事業	40	
	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業	54	
	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	54	
	大阪府サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業	54	
	建築指導室	防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針	23
		「大阪・工事監理の星」支援システム	40
		建築物に附属する特定の設備等の安全確保	40
建築振興課	建築基準法及び建築士法に基づく積極的な情報提供、普及啓発	41	
	住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	31	
住宅経営室	宅地建物取引の適正指導及び建設工事請負契約等に関する相談	32	
	府営住宅の家賃	50	
教育委員会 施設財務課 教育センター	府立高等学校の入学料等	51	
	学校教員の消費者教育研修の実施	38	
警察本部生活安全部	サイバー犯罪対策課	官民連携による「偽サイト」ブロッキングの実施	24
		不正アクセス行為の再発防止のための援助	24
	府民安全対策課 生活経済課	悪質商法の被害防止指導活動	38
		悪質商法 110 番の設置	23
	生活経済課, 生活環境課 生活環境課	生活経済関連法令違反の取締り	32
		生活環境関連法令違反の取締り	32
		消費者被害防止活動等の強化推進	34
その他 当該施設管理の主管課等	その他の使用料及び手数料	51	

予算額について

- ・「25 最終」…平成 25 年度最終予算
- ・「26 当初」…平成 26 年度当初予算（26 年度廃止事業については「一」と記載）
- ・該当事業が全体事業の一部である場合は、按分した額を記載（算出不可の場合は「…」と記載）

第2 体系別施策一覧

1. 消費者施策の総合調整

事業名	概要	所管課
大阪府消費者行政推進本部会議の運営	本府における消費者行政を総合的に推進するため、知事を本部長とし全部局長等で構成する消費者行政推進本部会議の幹事会を開催し、庁内各部において実施する消費者施策に係る企画調整並びに円滑な推進を図る。 〔根拠法令等：大阪府消費者行政推進本部会議設置要綱〕	府民文化部 消費生活センター
大阪府消費者保護審議会の運営	「大阪府消費者保護審議会」を設置・運営し、消費者保護に関する施策についての重要事項の調査・審議を行う。 ＜平成25年度＞ 総会 (5回開催) 消費生活苦情審査委員会 (2回開催) 消費生活苦情審査会 (3回開催) 消費者保護条例改正検討部会 (3回開催) 〔根拠法令等：大阪府附属機関条例、大阪府消費者保護審議会規則〕	
消費者行政関連会議、研修会の出席	国及び他府県との連携を密にするとともに、情報交換を行い、必要に応じて関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。 ＜平成25年度実績＞ ※（日程及び主催者） 1. 全国消費生活センター所長会議（H25.6.11 消費者庁：国民生活センター） 2. 16 都道府県消費者行政担当課長会議（H25.8.23 神奈川県） 3. 近畿府県消費生活センター所長会議（H25.11.27 奈良県） 3. 近畿府県消費者行政担当課長会議（H26.1.15 兵庫県） 4. 近畿府県消費者行政担当者連絡会（H25.9.5 和歌山県） 5. 近畿ブロック消費生活センター連絡会議 ・管理運営部会（H25.9.13 神戸市） ・相談部会（H25.11.15 京都市） ・普及啓発部会（H26.1.28 和歌山県） ・テスト部会（H25.6.21、H25.9.20、H25.12.20、H26.2.21 福井県） 6. 近畿相談担当者会議（府県と政令市） （H25.6.11 滋賀県、H25.9.10 京都府、H25.12.10 兵庫県、H26.3.11 奈良県） 7. 近畿電気通信支援連絡会（総務省、府県センター、業界） （H25.8.23 総務省、H26.2.28 総務省） 8. 近畿府県景品表示法ブロック会議（H25.12.18 消費者庁） 9. 公正取引協議会地方ブロック連絡会議（H25.12.18 （一社）全国公正取引協議会連合会） 10. 大阪食品表示監視協議会（H25.6.18、H26.2.27 近畿農政局） 11. 大阪食品表示監視協議会事務局会議（H25.11.25 近畿農政局） 12. 高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議（H25.11.26 大阪府）	
(1) 総合的な消費者行政関連施策の推進		
国民生活センターとの連携・情報の交換	国民生活センターが実施する各種会議及び担当職員研修会に出席するほか、危害の発生状況速報等、消費生活に関する全国的な情報の交換をオンラインを通じて迅速に行い、都道府県、各消費生活センター及び市町村の有機的な連携を図る。また、国民生活センター主催の事業へ協力を行う。 ＜平成25年度実績＞ 1. 各種会議、研修会への出席 (1) 全国消費生活センター所長会議（H25.6.11） (2) 消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）（H25.10.22～10.25） (3) 商品テスト企画会議 (4) 消費者行政職員研修 (5) 消費生活相談員研修（大阪府共催研修）（H25.12.12、12.13） 2. 全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIONEER）の運営 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和59年度に設置した全国消費生活情報ネットワーク・システムの適切な運営及び消費生活情報体制の一層の強化・拡充を図った。	

事業名	概要	所管課
(1) 総合的な消費者行政関連連施策の推進	<p>消費者施策に関する大阪市との連携</p> <p>大阪市との連携を進めるため、平成 19 年度から、生活情報誌「くらしすと」の発行、講演会の開催等の啓発事業、商品テスト業務及び製品事故情報の収集・発信機能を担う「くらしの商品安全情報室」の設置運営、事業者指導の 3 事業を共同・連携して行う。</p> <p>平成 24 年 3 月 5 日に府消費生活センターが大阪市消費者センターの隣接地である A T C ・ I T M 棟 3 階に移転したことにより、平成 24 年度からは、「くらしの広場・エル」内において、総合案内を大阪市消費者センターと共同設置し、運営している。</p>	府民文化部 消費生活センター
	<p>市町村との連携</p> <p>消費者・物価行政を効果的に推進するため、各種会議及び担当課職員研修会の一部を市町村と共催で行うなど、市町村との連携を図る。</p> <p>2. 市町村消費生活相談員研修会の実施 (3 回) (H25. 10. 29 H25. 12. 2 H26. 1. 22)</p> <p>3. 消費生活法律相談 (14 回) 及び共同事例研究会 (11 回) の実施</p> <p>4. 府内消費生活センター連絡会議 (2 回) (H25. 6. 5 H26. 2. 14)</p> <p>5. 府内商品テスト事例研究会の開催 (3 回) (H25. 6. 26 H25. 10. 3 H25. 12. 5)</p>	
(2) 府消費生活センターの機能の充実・強化	<p>府消費生活センターの機能の充実・強化</p> <p>専門的・広域的相談等を行う市町村消費生活センターの中核センターとして、苦情処理や情報提供・啓発機能の充実・強化を図る。</p> <p>さらに、複雑・高度化する消費者問題に対応するため、専門性の高い民間の団体 ((公財) 関西消費者協会) に相談、啓発、商品テスト業務を委託するなど、民間団体との協働による消費者行政の充実を図る。</p> <p>(府消費生活センター運営の基本コンセプト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の自立支援の拠点：相談機能の充実・強化 市町村相談窓口の機能強化支援 ・ 情報ネットワークの拠点：消費生活に関する情報の提供の充実 悪質商法等緊急情報の発信 ・ 交流と創造の拠点：消費者や企業との交流の機会の提供 自主的な活動の支援 <p>○「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」の運用 被害情報や相談処理に役立つタイムリーな情報を共有することで、被害の早期解決、未然防止に努める。</p>	府民文化部 消費生活センター

事業名	概要	予算：千円		予算
		25 最終	26 当初	
大阪府消費者行政活性化事業の推進 (2) 府消費生活センターの機能の充実・強化	<p>国が交付する「地方消費者行政活性化基金」を活用した「大阪府消費者行政活性化基金」を造成し、府及び市町村において消費生活に係る相談窓口の機能強化等を図った。</p> <p>(1) 基金の造成、運用 基金積立額 1,754,653 千円 ※運用益含む (平成 20 年度に造成、平成 21 年度、平成 24 年度、平成 25 年度に積み増し) 平成 25 年度末基金残高… 131,286 千円 <平成 25 年度実績> ◇市町村が行う消費者相談窓口等の機能強化などの各種事業に対し補助金を交付し、市町村における消費者行政の活性化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村消費者行政活性化事業補助金 <p><平成 25 年度補助実績> 42 市町村… 163,290 千円</p> <p>◇府センター事業として、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、消費生活相談員のレベルアップ研修事業等を実施。また、高齢者の消費者トラブル未然防止キャンペーンに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相談員等レベルアップ研修事業 ・府消費生活相談窓口の高度化・専門化事業 ・大学生・高校生による消費者教育事業 ・教職員への消費者教育事業 ・出張講座による消費者教育事業 ・地域における消費者教育の推進事業 ・WEBサイト「インターネットはいろいろなトラブルとつながっている」による啓発 ・府政だよりによる啓発 ・高齢者及びその見守り者への集中的啓発 ・事業者指導強化のための法的基盤整備事業 <p>[根拠法令等：地方消費者行政活性化交付金交付要綱、 地方消費者行政活性化基金管理運営要領 大阪府消費者行政活性化基金事業補助金交付要綱 大阪府消費者行政活性化基金条例 大阪府補助金交付規則</p> <p style="text-align: center;">同基金管理運営要領]</p>	380,923	322,302	府民文化部 消費生活センター

2. 安全な消費生活の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課										
		25 最終	26 当初											
(1) 相談・苦情処理体制の強化	府民相談 総合府民相談室の運営 <平成 25 年度実績> ・府政相談の実施：39 件（府民お問合せセンターにて実施） ・外国人相談の実施：1,409 件（都市魅力創造局国際課所管） ・医療相談の実施：806 件（保健医療室保健医療企画課所管） 〔根拠法令等：広報広聴等事務推進要綱等〕	… 2,860 646	… 2,803 601	府民文化部 府政情報室 都市魅力創造局 国際課 健康医療部 保健医療室										
	大阪府消費生活苦情審査委員会の運営 消費者保護条例の規定によるあっせん・調停及び訴訟資金の貸付、その他の調査審議を行うため、大阪府消費者保護審議会に設置している消費生活苦情審査委員会の適切な運営を図る。 <平成 25 年度実績> ・あっせん（1 件） 〔根拠法令等：大阪府消費者保護審議会規則〕	257	255	府民文化部 消費生活センター										
	市町村相談体制整備支援 市町村の消費生活相談体制整備に向けた支援 (1)「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」の運用 〔府内全市町村設置運用〕 府センター及び市町村の相談窓口職員が、消費者被害に迅速・的確に対応できるよう、被害の拡大が予想される新卒の悪質な手口やその対処法、事業者情報等業務に役立つ情報を即時に共有できる「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」（H17 年度導入）を管理運営している。 (2)消費生活オンラインネットワークシステムの運用（PIO-NET: ネット Preactical living Information Online Network System） 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和 59 年度に設置した全国消費生活情報ネットワークシステムの運用を行っている。 〔平成 25 年度末現在 38 市町で導入〕	…	…	府民文化部 消費生活センター										
消費生活相談及び苦情処理	消費生活に関する消費者からの相談苦情の受付・処理を行う。 <相談体制> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">期 間</td> <td>月～金（年末年始・祝祭日を除く） 9 時～17 時 45 分（受付は 17 時まで）</td> </tr> <tr> <td>相談方法</td> <td>来所、電話、文書、電子メール</td> </tr> <tr> <td>相談内容</td> <td>消費生活一般の相談・苦情</td> </tr> <tr> <td>処理結果</td> <td>必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、生活情報誌「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>平成 25 年度実績 8,486 件 （内、苦情：7,716 件、問合せ：770 件）</td> </tr> </table> 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、 大阪府消費生活センター設置条例〕	期 間	月～金（年末年始・祝祭日を除く） 9 時～17 時 45 分（受付は 17 時まで）	相談方法	来所、電話、文書、電子メール	相談内容	消費生活一般の相談・苦情	処理結果	必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、生活情報誌「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。	相談件数	平成 25 年度実績 8,486 件 （内、苦情：7,716 件、問合せ：770 件）	…	…	
期 間	月～金（年末年始・祝祭日を除く） 9 時～17 時 45 分（受付は 17 時まで）													
相談方法	来所、電話、文書、電子メール													
相談内容	消費生活一般の相談・苦情													
処理結果	必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、生活情報誌「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。													
相談件数	平成 25 年度実績 8,486 件 （内、苦情：7,716 件、問合せ：770 件）													

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(1) 相談・苦情処理体制の強化	大阪後見支援センターの運営支援	認知症高齢者等の判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため下記の事業を実施する「大阪後見支援センター」に対して支援を行う。 (1)地域支援相談事業（ただし、関係機関からの相談のみ） (内容)・電話相談：毎週月～金曜日 10：00～16：00 ・専門相談：弁護士、社会福祉士が面接により相談。 毎週木曜日（予約制）13：00～14：30 (2)日常生活自立支援事業 (内容)・福祉サービスの利用援助等 ・日常的な金銭管理や書類預り	201,550	283,830	福祉部 地域福祉推進室
	福祉サービスに関する苦情解決	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援する。	11,233	11,470	
	障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり	障害者総合支援法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 また、市町村も、利用者にとって身近な相談の窓口であることから、両者間の苦情解決に向けて対応できるよう支援を行う。 なお、さらに、大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や実地指導等の指導監督を行う。 市町村が行う支給決定に対する苦情等については、基本的には市町村において解決を図ることとなるが、市町村での解決が難しい苦情等や府に直接寄せられた苦情等については、府が市町村と連携を取りながらその解決に努めていく。 さらに、市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求を審査するために大阪府障がい者介護給付費等不服審査会を運営し、裁決を行う。 大阪府障がい者介護給付費等不服審査会の運営 市町村が行った障がい支援区分の認定及び介護給付費等の支給決定に対する不服申立について、審査を行うための不服審査会を適切に運営する。 〔根拠法令等：障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法〕	2,635 ...	2,629 ...	福祉部 障がい福祉室

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(1) 相談・苦情処理体制の強化	<p>介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進</p> <p>利用者が介護サービスを安心して利用できるように、苦情や相談を迅速かつ適切に解決する体制づくりが必要である。</p> <p>このため、介護保険制度における苦情については、保険者である市町村等が第一次的窓口として対応し、市町村等で解決できないものや市町村域を越えた広域的な介護サービスに対する苦情については、大阪府国民健康保険団体連合会において処理することになっている。</p> <p>また、大阪府は、関係機関に対する広域的・総合的な指導・調整を行うとともに、施設・居宅サービス事業者等の指定等を行う立場から、指定等基準違反又は人権侵害の事実が確認された場合には、改善に向けた指導等を行うなど、施設・居宅サービス事業者等に対する指導・監査を行う。(政令市、中核市及び条例により指定等の事務の移譲を受けた市町村が所管する場合を除く。)</p> <p>なお、地域密着型サービス事業者等の指定を市町村が行うことから市町村はこれらサービスについて指定等基準違反又は人権侵害の事実が確認された場合には、改善に向けた指導等を行うなど、事業者に対する指導・監査を行う。</p> <p>さらに、市町村等の要介護認定や保険料賦課等の処分に係る審査請求を処理するため、大阪府介護保険審査会を運営し、審理・裁決を行う。</p>			福祉部 高齢介護室
	<p>(1) 介護保険苦情処理体制の整備運営</p> <p>大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。</p> <p>(2) 介護保険制度における指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査</p> <p>居宅サービス事業者等が提供するサービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や職員が居宅サービス事業所を訪問する実地指導を行っている。実地指導では、苦情や通報などの内容も参考としながら行うとともに、不正事案が確認されれば監査に切り替え、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について、厳正な指導監督を行う。</p> <p>(3) 介護保険制度における指定介護保険施設等に対する指導・監査</p> <p>介護保険制度により提供される施設サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や職員が施設を訪問する実地指導を行っている。実地指導では、苦情や通報などの内容も参考としながら行うとともに、不正事案が確認されれば監査を実施するなど、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について、厳正な指導監督を行う。</p> <p>(4) 大阪府介護保険審査会の運営</p> <p>市町村等の行った要介護・支援認定や保険料賦課等の行政処分に対する不服申立ての審理・裁決を行う第三者的機関である介護保険審査会を適切正に運営する。</p>	10,033	9,832	
		5,617	7,373	

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(1)相談・苦情処理体制の強化	多重債務相談等の実施	借金問題の根本的な解決に資するため、「大阪府債務整理サポートプラザ（借金の悩み相談室）」を平成23年4月に設置し、過払い金請求や債務整理の相談をしたい方、ヤミ金への対応に悩んでいる方、債務の返済に困っている事業主の方などの相談に応じている。あわせて、借金問題が解決した後も、再び借金問題に陥らないよう根本的な原因を探り、自主的な生活再建に向け、就労支援機関との連携、福祉制度の活用支援、こころの悩み相談支援を行っている。	12,559	13,801	商工労働部 中小企業支援室金融課
	□大阪府債務整理サポートプラザ（借金の悩み相談室） ※平成26年4月に「大阪府再チャレンジ支援プラザ（お金の悩み相談室）」から名称変更 ○場 所 大阪府咲洲庁舎 25 階 ○受付時間 平日 9 時～18 時（土・日・祝は除く） 06-6210-9512 ・専門の相談員が無料で相談に応じます（電話・面談）。 ・債務整理や生活の立て直しについてもお手伝いいたします。 ・相談内容に応じて弁護士等の相談にも案内できます（弁護士等の費用については別途負担あり）。 （平成23年度実績） ・相談件数 延べ 3,022 件 （電話相談延べ 2,593 件、来庁相談延べ 429 件） （平成24年度実績） ・相談件数 延べ 2,979 件 （電話相談延べ 2,675 件、来庁相談延べ 304 件） （平成25年度実績） ・相談件数 延べ 2,197 件 （電話相談延べ 2,039 件、来庁相談延べ 158 件）				
	住宅相談の実施	府民に対する住宅行政サービスの向上を図るため、住宅相談室において、住宅・宅地問題に関する各種の相談に応じる。 （平成25年度実績） ・相談件数 2,196 件 （相談内容） ・府営住宅や特定公共賃貸住宅の募集案内 ・宅地・建物売買、建築時における契約上の相談 ・借地・借家関係の相談 ・住宅の建設、宅地造成等に関する相談 ・マンション関係の相談 ・その他住宅関係一般の相談	7,465	8,012	住宅まちづくり部 居住企画課
分譲マンション管理・建替えサポートシステム	府や住宅供給会社をはじめとする公的な団体が共同して、分譲マンションの改修や建替えなどを中心とする様々な相談の受付、専門アドバイザーの紹介などを行い、管理組合などによる取り組みを支援する。 <利用条件> 利用者：府内に所在する分譲マンション管理組合（組合代表者等） 利用条件：相談アドバイザーの派遣については、1回あたり2時間程度で、一管理組合に対し、2回まで無料。検討資料作成など実務を伴う実務アドバイザーの派遣については、アドバイザーとの有償契約による。 <問合せ・相談・アドバイザー紹介窓口> ○大阪府住宅供給公社マンション建替え・相談室 06-7669-0012		

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(1) 相談・苦情処理体制の強化	住まいの評価・管理アドバイザー登録・紹介制度	府民が個人で所有する住宅を対象に、住宅の新築からリフォーム、増改築を含む長期の維持管理などに関して専門的な助言を行う「住まいの相談・管理アドバイザー登録・紹介制度」を平成14年度より実施してきたが、平成25年度からは、「大阪の住まい活性化フォーラム」の事業として、空き家の適正管理等も含めた中古住宅・リフォームに係る相談とインスペクション等の体制を整備することを検討している。	…	…	住宅まちづくり部 居住企画課
	悪質商法110番の設置	悪質商法に係る苦情、相談等を受理し消費者保護に努めた。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・平成25年実績637件(24年度実績460件)	…	…	警察本部 生活安全部 生活経済課
(2) 総合的な消費者被害の防止・救済	消費者保護条例に基づく危害防止	商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置をとるよう勧告するとともに、府民に周知する。 [根拠法令等：大阪府消費者保護条例]	…	…	府民文化部 消費生活センター
	製造物責任法への対応(PL法の普及)	製造物責任制度の普及・啓発を図るとともに、府消費生活センターの機能強化、大阪府消費生活苦情審査委員会の機動的な運営、民間裁判外紛争処理機関等との連携促進など苦情処理体制の充実を図る。	…	…	
	訴訟の援助	消費者が商品及び役務等によって受けた被害に関して、事業者を相手方として訴訟を提起する場合に、一定の要件のもとに訴訟資金の貸付を行う。 [根拠法令等：大阪府消費者保護条例]	100	100	
	多重債務者対策	国が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、本府においても、国、他府県及び市町村等と連携を密にし、また、警察、弁護士会等関係機関で構成される「大阪府多重債務者対策協議会」を設置している。市町村等協議会参画団体とともに、多重債務者対策を推進する。対策の取組みを強化するため、府内市町村における推進体制の整備を図る。	663	651	商工労働部 中小企業支援室金融課
防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針	平成14年度に「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を策定し、平成20年度には、新たに戸建住宅に係る同様の設計指針・ガイドブックを策定している。 これらを周知・啓発することで、侵入盗などの犯罪に強い住宅・建築物の建築及び改装の推進を図る。	…	…	住宅まちづくり部 建築指導室	

事業名	概要	予算：千円		所管課													
		25 最終	26 当初														
(2)総合的な消費者被害の防止・救済	サイバー犯罪に対する指導・取締り	偽サイトブロッキングの実施 サイバー空間における消費者保護のため、自治体、関係機関及び情報セキュリティ関連事業者と連携し、偽サイト情報をウイルス対策ソフトに反映させ、ユーザーが同サイトにアクセスすれば、警告画面が表示される偽サイトブロッキングを実施中である。 ○ 自治体～大阪府（大阪府消費生活センター） 大阪市（大阪市消費者センター） 堺市（堺市消費生活センター） ○ 関係機関～大阪税関 ○ 情報セキュリティ関連事業者	…	…	警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課												
	不正アクセス行為の再発防止のための援助	公安委員会は、不正アクセス行為が行われたと認められた場合において、不正アクセス行為が行われた特定電子計算機のアクセス管理者から援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、申出者に対して不正アクセス行為の再発防止のための援助を行うこととする。（平成12年7月1日から開始） 〔根拠法令等：不正アクセス行為の禁止等に関する法律〕	500	500													
(3)品目の特性に応じた危害の防止	消費生活用製品の監視取締り	消費者の生活の用に供される製品による生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、特定製品（家庭用圧力鍋等9品目）及び特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器等9品目）の販売業者に対し、立入検査等を実施するとともに、PR資料を配布する。（H19.4.1～町村へ移譲） ＜平成25年度実績＞ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>立入店舗数</th> <th>調査件数</th> <th>違反件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定製品</td> <td>54店舗</td> <td>506件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>特定保守製品</td> <td>0店舗</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> 〔根拠法令等：消費生活用製品安全法〕		立入店舗数	調査件数	違反件数	特定製品	54店舗	506件	0件	特定保守製品	0店舗	/	0件	…	…	府民文化部 消費生活センター
		立入店舗数	調査件数	違反件数													
	特定製品	54店舗	506件	0件													
特定保守製品	0店舗	/	0件														
高圧ガス（LPガスを含む）の指導取締り	高圧ガス（LPガスを含む）による災害の未然防止を図り、公共の安全を確保するため、関係事業所等に対する保安指導を実施する。 ＜平成25年度実績＞ (1) LPガス販売事業所立入検査 18事業所 (2) 一般高圧ガス製造・販売事業所立入検査 9事業所 〔根拠法令等：高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律〕	…	…	危機管理室 消防保安課													
火薬類（がん具煙火）の販売事業者に対する指導取締り	がん具煙火（おもちゃ花火）の安全な消費と取扱の普及徹底を期するため、府民他関係先に事故防止の周知を図るため、ポスター・リーフレットを配布する。 また、がん具煙火（おもちゃ花火）による災害の未然防止を図るため、販売業者が適正な陳列及び保管を行うよう立入指導を実施する。（H26年4月時点で41市町村に移譲済） ＜平成25年度実績＞ 0店舗	…	…														

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導 (3) 品目の特性に応じた危害の防止	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を供給するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収去検査を実施し、品質等の適正を期するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導する。</p> <p>その他、医薬品等の一般広告については、薬事法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。</p> <p>また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。</p> <p>(1) 医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導</p> <p>医薬品・医療機器等の製造販売業者に対しては、GQP（医薬品等の品質管理）及びGVP（医薬品等の製造販売後安全管理）により、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。また医薬品・医療機器等の製造業者に対しては、GMP（医薬品等の製造管理及び品質管理）等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。</p> <p>薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査（内容成分検査は公衆衛生研究所において実施）</p> <p>(3) 危険違法ドラッグの販売店に対する立入検査、買上検査等による監視指導</p> <p>(4) 毒物劇物製造所等へ立入検査し、危害の防止を図る。</p> <p>〔根拠法令等：薬事法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例〕</p>	15,565 …	15,237 …	健康医療部 薬務課

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(3) 品目の特性に応じた危害の防止	食品衛生に関する監視取締り	食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に、HACCP（危害分析重要管理点方式）手法等を用いて施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、異物混入防止対策や適正表示等を指導する。また、これら施設や流通食品から食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質に係る健康危害防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。 (1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、容器包装の収去検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物の表示の取締り (5) 食品、添加物等の夏期一斉取締り (6) 食品、添加物等の年末一斉取締り (7) 食品衛生検査所（大阪府中央卸売市場）における集中的監視検査 (8) 食肉衛生検査所におけると畜検査（BSE 検査を含む） 〔根拠法令等：食品衛生法、と畜場法〕	174,564	161,618	健康医療部 食の安全推進課
	有害物質等を含む有害家庭用品の監視取締り	(1) 消費者の生活の用に供される製品である家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止するため、有害物質含有量等の規制基準の定められた家庭用品を流通段階で監視、試買検査を行う。 ・対象：規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗剤、家庭用エアゾール製品、くつ墨、くつクリーム等 (2) 家庭用品を製造、輸入、又は販売の事業を行う者に対して必要があるとき、立入検査を実施し、基準違反品を販売しないよう指導する。併せてパンフレットを活用して法の周知徹底を行う。 (3) ホームページにおいて「身近な化学物質」に関する情報提供を行う。 〔根拠法令等： 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律〕	1,263	1,238	健康医療部 環境衛生課

事業名	概要	予算：千円		所管課																																																					
		25 最終	26 当初																																																						
製品関連被害防止・救済のための商品テスト	製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。テストの結果は、消費者相談及び苦情処理に活用するほか大阪市と共同で発行する消費者向けの生活情報誌「くらしすと」への掲載、講座、各種情報提供等に利用する。 ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト <平成 25 年度実績>	20,350	17,515	府民文化部 消費生活センター																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="3">相談苦情テスト</th> <th rowspan="2">技術相談件数</th> </tr> <tr> <th>相談件数</th> <th>商品点数</th> <th>テスト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品一般</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>被服品</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>441</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>住居品</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>235</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽品</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>87</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>保健衛生品</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>41</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>光熱水品</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>596</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>61</td> <td>1,410</td> <td>280</td> </tr> </tbody> </table>	品目	相談苦情テスト			技術相談件数	相談件数	商品点数	テスト数	商品一般	0	0	0	0	被服品	16	39	441	116	住居品	2	12	235	79	教養娯楽品	3	4	87	20	保健衛生品	4	3	41	28	食料品	2	1	10	19	光熱水品	0	0	0	2	その他	0	2	596	10	計	27	61	1,410	280			
	品目		相談苦情テスト				技術相談件数																																																		
		相談件数	商品点数	テスト数																																																					
商品一般	0	0	0	0																																																					
被服品	16	39	441	116																																																					
住居品	2	12	235	79																																																					
教養娯楽品	3	4	87	20																																																					
保健衛生品	4	3	41	28																																																					
食料品	2	1	10	19																																																					
光熱水品	0	0	0	2																																																					
その他	0	2	596	10																																																					
計	27	61	1,410	280																																																					
	[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、 大阪府消費生活センター設置条例]																																																								
(4) 試験検査等の実施	各種食品、飲料水、医薬品、家庭用品等の検査及び調査研究 (1) 収去され又は採取した各種食品、容器包装、食品中の食品添加物または食品中の添加物、飲料水、医薬品、住居内空気等の検査及び食中毒原因菌の検査 (2) 各種食品、浄水・原水、家庭用品、住居内空気等に含まれる有害物質（PCB、農薬、重金属、抗生物質等）の分布状況や生体に及ぼす影響に関する調査研究並びに水質浄化や医薬品などの安全性確保に関する研究 [根拠法令等：食品衛生法、水道法、特設水道条例、薬事法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律]	227,794	230,802	健康医療部 公衆衛生研究所																																																					
	産業技術に関する試験研究、指導及び普及、相談その他支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術相談</td> <td>・企業等からの求めに応じて、製品の品質向上や新製品開発に関する技術的課題について相談に応じる</td> </tr> <tr> <td>依頼試験</td> <td>・企業等からの求めに応じて各種試験、分析、測定、加工などを行う</td> </tr> <tr> <td>機器・設備開放</td> <td>・企業等からの求めに応じて、分析・測定・試作のために設備、機器を開放する</td> </tr> <tr> <td>研究</td> <td>・企業等からの委託により新製品開発や製品の性能向上にむけた技術的課題を、研究員が専門知識やノウハウ及び設備機器を活かして解決する。 ・企業等の求めに応じて、企業等と産技研が互いに所有する人材、シーズ、ノウハウを有効に活用し、共同でのつくり直しに直結する高度な技術開発のための研究を行う。</td> </tr> <tr> <td>技術情報発信</td> <td>・技術セミナー、講習会等の開催、インターネットホームページの掲載、報告書等による研究成果の情報発信を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	技術相談	・企業等からの求めに応じて、製品の品質向上や新製品開発に関する技術的課題について相談に応じる	依頼試験	・企業等からの求めに応じて各種試験、分析、測定、加工などを行う	機器・設備開放	・企業等からの求めに応じて、分析・測定・試作のために設備、機器を開放する	研究	・企業等からの委託により新製品開発や製品の性能向上にむけた技術的課題を、研究員が専門知識やノウハウ及び設備機器を活かして解決する。 ・企業等の求めに応じて、企業等と産技研が互いに所有する人材、シーズ、ノウハウを有効に活用し、共同でのつくり直しに直結する高度な技術開発のための研究を行う。	技術情報発信	・技術セミナー、講習会等の開催、インターネットホームページの掲載、報告書等による研究成果の情報発信を行う。	735,095	729,174	(地独)大阪府立産業技術総合研究所																																									
区分	内容																																																								
技術相談	・企業等からの求めに応じて、製品の品質向上や新製品開発に関する技術的課題について相談に応じる																																																								
依頼試験	・企業等からの求めに応じて各種試験、分析、測定、加工などを行う																																																								
機器・設備開放	・企業等からの求めに応じて、分析・測定・試作のために設備、機器を開放する																																																								
研究	・企業等からの委託により新製品開発や製品の性能向上にむけた技術的課題を、研究員が専門知識やノウハウ及び設備機器を活かして解決する。 ・企業等の求めに応じて、企業等と産技研が互いに所有する人材、シーズ、ノウハウを有効に活用し、共同でのつくり直しに直結する高度な技術開発のための研究を行う。																																																								
技術情報発信	・技術セミナー、講習会等の開催、インターネットホームページの掲載、報告書等による研究成果の情報発信を行う。																																																								

	大阪エコ農業総合推進対策事業	「大阪エコ農業推進基本方針」に基づき、農業の持つ物質循環機能を活かし、農業の環境への負荷軽減を図りながら、府民が求める安心な農産物の生産を推進するとともに、地域環境の保全に寄与する。	11,336	12,158	環境農林水産部 農政室
--	----------------	---	--------	--------	----------------

3. 適正な消費者取引の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課							
		25 最終	26 当初								
(1) 商品・サービスの表示・契約等の適正化	消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	<p>消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るため、事業者の自主行動基準の策定を支援し、事業者に対して、策定した自主行動基準を知事に届け出るよう促進し、その内容が上記の内容に適合すると認めるときは公示する。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターウェブサイト掲載件数 345 件 <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例]</p>	…	…	府民文化部 消費生活センター						
	消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り	<p>消費者保護条例において不当な取引行為を禁止し、違反する事業者に対しては指導等、必要な措置を講ずるとともに、被害の発生及び拡大を防止するため、情報の提供に努めるとともに、特定商取引に関する法律においては、一定の行政監督権限が知事の自治事務になっていることを受け、悪質な訪問販売事業者等に対し、指導取締りを行う。</p> <p>また、事業者向け啓発パンフレットを活用し、法律・条例の周知を図る。</p> <p>(報告徴収、立入検査、指示、業務停止命令の委任権限の行使)</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 処分件数 0 件 (業務停止) 指導件数 6 件 情報提供件数 0 件 勧告件数 0 件 <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、特定商取引に関する法律]</p>	…	…							
	前払式特定取引業者の指導監督等	<p>前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）等 8 社を対象に報告徴収及び立入検査を実施し、事業者指導に努める。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 指導件数 1 件 <p>[根拠法令等：割賦販売法]</p>	…	…							
	家庭用品品質表示の指導取締り	<p>消費者の利益を保護するため、一般小売業に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項の排除に努め、指導を行うとともに、PR 資料を配布する。(H19. 4. 1～市町村へ移譲)</p> <p><平成 25 年度実績></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>検査店舗数</td> <td>91 店</td> </tr> <tr> <td>検査点数</td> <td>63,863 点</td> </tr> <tr> <td>適正表示率</td> <td>99.99%</td> </tr> </table> <p>[根拠法令等：家庭用品品質表示法]</p>	検査店舗数	91 店	検査点数	63,863 点	適正表示率	99.99%	…	…	
	検査店舗数	91 店									
	検査点数	63,863 点									
	適正表示率	99.99%									
ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	<p>法律において、一定の行政監督権限が知事の自治事務となっていることを受け、事業者に対し、会員勧誘時における誇大広告や会員契約締結解除に関する不当な取引行為について指導・取締りを行う。</p> <p>[根拠法令等：ゴルフ場に係る会員契約の適正化に関する法律]</p>	…	…								
消費者契約法の普及	<p>消費者契約法の実効性の確保を図るため、自治体広報誌や消費生活センターの啓発活動等を通じて、消費者・事業者等に対する周知活動を行うとともに、消費生活センターにおける相談体制の充実・強化を図り、消費者の自立支援に向けた環境を整備する。</p>	…	…								
福祉サービス第三者評価事業の推進	<p>福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。</p>	3,026	2,904	福祉部 地域福祉推進室							

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
・旅行業法に基づく府知事登録旅行者への適正指導 (報告徴収及び立入検査等)	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業務を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業務を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、必要に応じて登録旅行者・代理業者に報告を求め、検査等を行う。 旅行者が倒産等の事態に陥ること等により、不利益を被った府民等に対し、営業保証金の還付を行う。 (旅行者のうち旅行業協会会員については、旅行業協会が窓口となり弁済業務保証金から還付を受ける。) <p><平成 25 年度実績> 還付件数 0 件 〔根拠法令等：旅行業法 旅行者営業保証金規則等〕</p>	5,106	6,131	府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課
(1) 商品・サービスの表示・契約等の適正化	<p>適正計量の確保</p> <p>1. 特定計量器検定・検査の実施等 府民の消費生活と密接な関係にある計量について、その適正化を図るため、特定計量器の検定・検査を行うとともに、計量の立入検査を行う。</p> <p>(1) 特定計量器の検定 (2) 特定計量器の定期検査 (3) 特定計量器の計量証明検査 (4) 計量立入検査 (5) 苦情等の対応</p> <p>2. 自主管理体制の推進 特定計量器を扱う事業所の自主管理体制の推進を図る。</p> <p>(1) スーパー等事業者の計量自主管理の促進 (2) 適正計量管理事業所の指定及び指導 (3) 講習会等への講師派遣</p> <p>3. 計量思想の普及啓発</p> <p>(1) 計量強調月間行事の開催 府内市町村及び計量関係団体等と連携した普及啓発</p> <p>(2) 「暮らしと計量展」の開催 暮らしと計量の関わりを通じて計量の重要性を啓発するため、生活情報ぶらざ等において開催する。</p> <p>(3) 商品量目調査の指導 市町村や消費者団体が実施する商品量目調査の指導</p> <p>(4) 百貨店計量部会の指導 百貨店における自主的な計量管理の一層の充実を図るため、指導等を行う。</p> <p>(5) 計量検定所の見学 計量検定所の業務紹介を通じて計量の重要性について PR する。</p> <p>(6) 家庭用計量器の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施</p> <p>〔根拠法令等：計量法〕</p>	63,326	66,888	計量検定所

事業名	概要	予算：千円		所管課															
		25 最終	26 当初																
(1)商品・サービスの表示・契約等の適正化	食品表示適正化推進事業	<p>一般消費者向けのすべての飲食料品について、規格及び品質表示の適正化を期するため、必要な指導等を行う。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示指導員 8 名を配置して府内食品販売店 4,153 店舗の巡回点検を実施し、啓発リーフレットの配置や必要に応じた指導を行った。 食品表示ウォッチャー兼推進員として府民 198 名を委嘱し、府内食品販売店の食品表示状況を日常的にモニター（報告数 3,369 店舗）するとともに、リーフレットの配布など食品表示制度の普及活動を行った。 JAS 法に基づく食品表示の適正化を推進するため食品の合同監視・指導、研修会等の実施による JAS 法制度の普及・啓発を行った。 米トレーサビリティ法に基づく米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するため、米穀事業者に対する啓発や指導等を行った。 <p>[根拠法令等：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法） 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）]</p>	7,865	8,387	環境農林水産部 流通対策室														
	大阪府加工食品（Eマーク食品）認証啓発事業	<p>近年の健康・安全・本物志向に対応し、消費者の商品選択に資するため（府内産原材料の使用）や、府内の工場で生産された食品を府で認証し、大阪府Eマーク食品としてのマークを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水なす漬」をはじめ「天王寺蕪浅漬」や「板のり・焼のり・味付のり」等の 14 品目（88 商品）について認証している。 <p>[根拠法令等：大阪府加工食品（Eマーク食品）認証啓発事業実施要領]</p>	408	400	環境農林水産部 流通対策室														
	新築住宅の瑕疵担保責任に関する特例・住宅性能表示制度の普及	<p>新築住宅の瑕疵担保責任に関する特例や、登録住宅性能評価機構が実施する「住宅性能表示制度」の府内における普及を図る。</p> <p>「住宅性能表示制度」は、国が定める住宅性能表示基準に基づき、耐震性等個々の住宅が持つ性能を格付け表示し、消費者に住宅性能に係る客観的な情報を提供する制度</p> <p>[根拠法令：住宅の品質確保の促進等に関する法律]</p>	…	…	住宅まちづくり部 居住企画課 建築振興課														
	住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	<p>新築住宅の請負人や売主に義務付けられた資力確保措置（保険への加入や保証金の供託）の周知に努める。（居住企画課）</p> <p>また、資力確保措置の状況について、大阪府知事許可・免許事業者からの届出の受付を行う。（建築振興課）</p> <p>※「住宅瑕疵担保履行法」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質確保法）によって定められた瑕疵担保責任の確実な履行を担保するため、住宅供給業者側に資力確保措置を義務付けるものである。</p> <p>[第 8 回基準日における届出手続きの受付状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険のみ</th> <th>供託のみ</th> <th>保険・供託併用</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業者</td> <td>2,178</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2,180</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業者</td> <td>1,608</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1,614</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H25 年 9 月国土交通省とりまとめ)</p> <p>[根拠法令：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律]</p>		保険のみ	供託のみ	保険・供託併用	合計	建設業者	2,178	1	1	2,180	宅地建物取引業者	1,608	5	1	1,614	…	…
	保険のみ	供託のみ	保険・供託併用	合計															
建設業者	2,178	1	1	2,180															
宅地建物取引業者	1,608	5	1	1,614															

	事業名	概要	予算：千円		所管課
			25 最終	26 当初	
(1) 商品・サービスの表示・契約等の適正化	宅地建物取引の適正指導及び建設工事請負契約等に関する相談	<p>消費者に対し、宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発に努めるとともに、宅地建物取引業者に対して、指導・監督・研修会の開催などを行い、取引の適正化を図る。</p> <p>また、消費者からの住宅などの建設工事請負契約等に関する相談に応じる。</p> <p>(1) 宅地建物取引業者に対する適正な指導及び誇大広告、おとり広告等についての調査の実施</p> <p>(2) 宅地建物取引業法等に違反した宅地建物取引業者等に対する適正な措置</p> <p>(3) 消費者に対する宅地建物取引に関する知識の普及・向上を図るため、マイホームを購入・建築する際のトラブル防止の啓発冊子を配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マイホーム購入のためのちょっとアドバイス」 ・「賃貸借契約におけるちょっとアドバイス」 <p>(4) 建設工事紛争審査会の活用</p> <p>府民からの建設工事の請負契約に関する紛争相談に応じるほか、建設工事の請負契約に関する紛争処理のために設置されている建設工事紛争審査会の制度概要、申請方法を掲載したパンフレットの配布、大阪府ホームページへの掲載により、同審査会の紹介を行う。</p> <p>(5) 消費者への啓発を目的に、建設工事現場、建築技術者・技能者の仕事を紹介した「What's 建設業？」を府ホームページに掲載した。</p>	…	…	住宅まちづくり部 建築振興課
	生活経済関連法令違反の取締り	<p>経済・社会の動向を反映して発生する金融・利殖勧誘事犯や府民生活を直接侵害する悪質商法事犯等の積極的な取締りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株取引等に係る利殖勧誘事犯 ・無登録・高金利貸付等のヤミ金融事犯 ・悪質な特定商取引事犯 ・その他経済関係法令違反 	…	…	警察本部 生活安全部 生活経済課
	生活環境関連法令違反の取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・環境事犯に関するもの ・保健衛生事犯に関するもの 	…	…	警察本部 生活安全部 生活環境課
(2) 公正自由な競争条件の確保	不当景品・不当表示の指導取締り	<p>事業者の公正な競争を確保し、消費者の適正な商品選択に資するため、公正取引委員会と密接な連携のもとに不当表示や不当な景品付き販売行為の監視取締り及び指導を行い、違反行為の防止と排除に努める。(H23.4.1より大阪市に権限移譲)</p> <p><平成25年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示件数： 0 件 ・指導件数： 11 件 うち大阪市 8 件 <p style="text-align: center;">〔根拠法令等：不当景品類及び不当表示防止法〕</p>	…	…	府民文化部 消費生活センター

4. 消費者教育・情報提供等の強化

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
ウェブサイトの運用	消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 <<URL: http://www.pref.osaka.jp/shouhi/ >> <平成 25 年度実績> ・アクセス件数 38,359 件	…	…	府民文化部 消費生活センター
消費者月間推進事業	「消費者保護基本法制定 20 周年」を記念し、昭和 63 年から毎年 5 月が「消費者月間」と定められている。平成 24 年度からは、センターが入居する ATC の主催イベントにあわせて 11 月に消費者フェアを実施している。	…	…	
<平成 25 年度実績>				
大阪府消費者フェア 2013 テーマ：大阪から発信！消費者市民の声 期 間：10 月 24 日（木）、11 月 4 日（月・振休） ところ：追手門学院 大阪城スクエア、ATC ITM 棟 2 階 参加人数：1,770 人				
10 月 24 日 （木）	フォーラム「府民のくらしのさらなる安心・安全をめざして」 ・基調講演「自立する消費者×支援する行政～新時代のカタチと大阪府消費者保護条例改正～」 池田辰夫（大阪大学教授、大阪府消費者保護審議会会長） ・パネルディスカッション コーディネーター 池田辰夫（大阪大学教授、大阪府消費者保護審議会会長） パネリスト 飯田秀男（消費者） 石原純子（消費生活専門相談員） 川村哲二（弁護士） タン・ミッシェル（帝塚山大学法学部教授）			
11 月 4 日 （月・振休）	・ステージプログラム 消費者団体等による寸劇、クイズ大会、お楽しみ抽選会など ・手づくり・体験・遊びコーナー 消費者団体による手作り教室など ・情報コーナー 関係行政機関によるパネル展示など			
計量強調月間行事の開催	計量思想の普及と高揚を図るため 11 月 1 日の計量記念日を中心に 11 月を「計量強調月間」として次の事業を実施する。 (1) 月間の周知と計量関係事業所における月間事業の推進 府内市町村、府各機関等発行の広報紙に月間についての記事の掲載を依頼するとともに、府内計量関係事業所の自主的な月間行事の推進を指導する。 (2) 家庭用計量器の無料診断の実施 家庭内で使用されているキッチンスケール、体温計等計量器の無料診断を府内市町村で実施する。 (3) 商品量目調査の指導 府内市町村や消費者団体が実施する商品量目調査に職員を派遣して指導等を行うとともに、日常生活における計量の重要性の啓発に努める。 (4) 計量展の開催 府・市町村・関係団体と連携して「暮らしと計量展」等を開催し計量思想の普及啓発に努める。 (5) 計量関係功労者の知事表彰及び感謝状の贈呈	…	…	商工労働部 計量検定所

(1) 消費者啓発・教育の充実

事業名	内容	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(1) 消費者啓発・教育の充実	<p>消費者被害防止活動等の強化推進</p> <p>○ 5月に実施される国の「消費者月間」に合わせ、消費者被害及び府民の生活環境に係る被害の未然防止・拡大防止を図るため、これらの生活経済・生活環境事犯に対する取締り及び被害防止活動を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株取引等に係る利殖勧誘事犯 ・無登録・高金利貸付等のヤミ金融事犯 ・悪質な特定商取引事犯 ・府民の健康を脅かす保健衛生事犯 ・食の安全に係る事犯及び産地偽装等食への信頼を脅かす事犯 ・事業活動に伴う廃棄物の不適正処理事犯等の生活環境を破壊する環境事犯 <p>○ 関係行政機関との連携強化 府・市町村等の消費者相談窓口や金融、不動産及び環境等の担当部局との連携を密にした。</p> <p>○ 広報啓発活動の推進 各種広報媒体を活用して、最近の消費者被害の実態及び被害防止策等に関する情報を提供し、被害者個々の自衛意識を高めたほか、悪質商法の被害に遭いやすい高齢者、若年者等を対象に悪質商法の事例紹介を中心とした防犯教室を積極的に開催し、被害の未然防止を図った。</p> <p>〔期間〕 実施期間 平成 25 年 5 月 1 日(水)～5 月 31 日(金)</p>	府警本部 生活安全部 生活経済課 生活環境課

事業名	概要	予算：千円		所管課																																
		25最終	26当初																																	
消費者教育講座等開催	消費者に対する啓発を行い、消費者被害の未然防止を図る。	…	…	府民文化部 消費生活センター																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">平成25年度実績</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者教育講師派遣</td> <td>消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。</td> <td>府内の希望する団体、学校等</td> <td>22</td> <td>1,764</td> </tr> <tr> <td>教職員への消費者教育事業</td> <td>児童・生徒と密接に係わり、生活指導に重要な役割を果たす教職員に対して講師を派遣し、消費者被害の現状や対処法について研修を行う。</td> <td>府内の希望する教職員、保護者等</td> <td>15</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>消費者問題講演会等</td> <td>時事的な消費者問題についての講演会やシンポジウムを開催し、消費者の認識を高める。</td> <td>府民</td> <td>1</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>消費者府民啓発事業</td> <td>消費者団体への委託により実施し、時事的な消費者問題を取り上げ、発表・展示等により府民に対する啓発を行う。</td> <td>府民</td> <td>6</td> <td>3,559</td> </tr> <tr> <td>くらしの体験講座</td> <td>消費生活に役立つ身近な問題について、実験実習を通じて学習する。</td> <td>小学生及びその保護者</td> <td>2</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	内容	対象	平成25年度実績		回数	参加人数	消費者教育講師派遣	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。	府内の希望する団体、学校等	22	1,764	教職員への消費者教育事業	児童・生徒と密接に係わり、生活指導に重要な役割を果たす教職員に対して講師を派遣し、消費者被害の現状や対処法について研修を行う。	府内の希望する教職員、保護者等	15	543	消費者問題講演会等	時事的な消費者問題についての講演会やシンポジウムを開催し、消費者の認識を高める。	府民	1	124	消費者府民啓発事業	消費者団体への委託により実施し、時事的な消費者問題を取り上げ、発表・展示等により府民に対する啓発を行う。	府民	6	3,559	くらしの体験講座	消費生活に役立つ身近な問題について、実験実習を通じて学習する。	小学生及びその保護者	2	56
事業名	内容	対象	平成25年度実績																																	
			回数	参加人数																																
消費者教育講師派遣	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。	府内の希望する団体、学校等	22	1,764																																
教職員への消費者教育事業	児童・生徒と密接に係わり、生活指導に重要な役割を果たす教職員に対して講師を派遣し、消費者被害の現状や対処法について研修を行う。	府内の希望する教職員、保護者等	15	543																																
消費者問題講演会等	時事的な消費者問題についての講演会やシンポジウムを開催し、消費者の認識を高める。	府民	1	124																																
消費者府民啓発事業	消費者団体への委託により実施し、時事的な消費者問題を取り上げ、発表・展示等により府民に対する啓発を行う。	府民	6	3,559																																
くらしの体験講座	消費生活に役立つ身近な問題について、実験実習を通じて学習する。	小学生及びその保護者	2	56																																
(1)消費者啓発・教育の充実	夏休み若者向け集中啓発講座 テーマ：「体験しよう！知っておこう！くらしの情報いろいろ」 期間：8月19日(月)～25日(日) ところ：大阪府消費生活センターセミナー室他 DVD上映 パネル展示 クイズラリーなど 参加人数：525人																																			
	8月19日(月)	講座「契約ってなあに？」 講師：消費生活専門相談員 岡田保香																																		
	8月20日(火)	講座「ソーシャルサイトにひそむ罠～手口を知って被害を防ごう～」 講師：兵庫県情報セキュリティサポーター 篠原 嘉一																																		
	8月21日(水)	講座環境クイズ大会&ミニ見学会(体験・見学講座) 講師：おおさか ATC グリーンエコプラザ																																		
	8月22日(木)	講座「企業の消費者相談窓口ってどんなところ？」 講師：公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)																																		
	8月23日(金)	講座「ユニバーサルデザインについて知ろう！」(体験・見学講座) 講師：ATC エイジレスセンター、公益財団法人関西消費者協会																																		

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
消費者教育の推進	<p>大阪府における消費者教育の推進体制を強化するとともに、消費者教育の充実を図る。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <p>(1)大阪府消費者教育連絡会議開催 (H25.5.22)</p> <p>(2)消費者教育教材の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者向け啓発資料「あまい誘いにご用心！」を府内の高校に配布 ・若者向け啓発資料「どうする？君なら」を府内の中学校に配布 ・高校生向け消費者教育教材「ケーヤクにつけるクスリ」 ・中学生向け消費者教育教材「くらし・生活・My Life」 ・小学生向け消費者教育教材「くらしの学習」(ウェブサイトにて公開) <p>[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例]</p>	府民文化部 消費生活センター	
(1)消費者啓発・教育の充実	<p>総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施(府市連携事業)</p>	<p>消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営した。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行った。</p>	2,114	2,175	
	<p>専門資料コーナー</p>	<p>消費生活に関係ある各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。</p>			
	<p>ビデオライブラリー</p>	<p>消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。</p>			
栄養知識の普及	<p>府民の健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防をはじめ食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>○食育推進プロジェクト</p> <p>子どもの頃から規則正しく朝食をとり、野菜や果物を多く摂取する等の健康的な生活習慣を身につけるために、学校と家庭、地域、外食産業界や流通業界、産地等が連携し、子どもから高校生、大学生、成人、高齢者までを対象として総合的な食育を推進する。</p> <p>また、生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりや食育推進の環境づくりのため、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化を促進する。</p> <p>大阪府食育推進計画の推進に伴い、8月を大阪府食育推進強化月間とし、「おおさか食育フェスタ 2014」の開催等、様々な取組を実施する。</p> <p>[根拠法令等：健康増進法、食育基本法]</p>	1,719	1,703	健康医療部 保健医療室	

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(1) 消費者啓発・教育の充実	医薬品の適正使用の推進	<p>医薬品は、人々の医療及び保健衛生の向上にとって欠かすことのできないものであるが、その反面、思わぬ副作用の発現をみることがある。そのため広く消費者に医薬品を持つ特質及び使用取扱いに関する正しい知識の啓発を図る。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬と健康の週間（10 月 17 日～10 月 23 日）啓発事業 薬の正しい知識を広く府民に周知するため、公募の原画・標語で作成したポスターにより啓発活動を展開。 <p>[根拠法令等：平成 25 年度「薬と健康の週間」実施要綱]</p>	150	150	健康医療部 薬務課
	薬物乱用防止対策の推進	<p>薬物乱用問題は、乱用者本人の心や体を蝕むだけでなく、さまざまな犯罪を引き起こす要因となるなど、憂慮すべき社会問題となっている。特に最近は危険ドラッグの使用による若者層への健康被害が拡大している。</p> <p>大阪府麻薬覚せい剤等対策本部では「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第四次戦略」を策定し、警察、教育、行政など関係機関が連携して「取締対策」、「啓発対策」と「乱用依存症者対策」を進めている。</p> <p>[根拠法令等：大阪府麻薬覚せい剤等対策本部要綱]</p>	2,898	2,928	
	健康食品安全対策事業	<p>いわゆる健康食品と称し、医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品の販売により、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い上げ品目数：18 品目 <p>[根拠法令：薬事法]</p>	180	180	
	食品衛生知識の普及	<p>一般消費者、食品関係業者及び従事者に食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及を図る。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生講習会 実施回数 285 回、受講者数 18,941 人 ・街頭等における啓発活動 実施回数 17 回、参加者数 11,770 人 ・スーパー等のチラシに食中毒予防啓発記事の刷り込み 掲載回数 1 回、計 1,492,750 枚・大阪府ホームページに食中毒予防啓発文の掲載 ・食中毒予防啓発ポスターを病院、公共施設、集客施設等に掲示依頼 ・消費者啓発の一環として、イベントへの参画 <p>[根拠法令等：食品衛生法]</p>	11,508	13,244	健康医療部 食の安全推進課

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(1) 消費者啓発・教育の充実	消費者金融知識の普及	各事業所等から金融経済教育に関する研修等の要請があれば、可能な限り対応し、知識の普及に努める。	…	…	商工労働部 中小企業支援室 金融課
	学校教員の消費者教育研修の実施	学校教育における消費者教育の充実及び教員の消費者問題についての知識向上を図るため、小・中・高等学校及び支援学校の担当教員を対象に消費者教育研修を実施している。 小・中・高等学校「家庭」指導力向上研修において、講座内容の一部で、衣生活・住生活・食生活等との関連を図りながら消費者教育を取り入れている。	…	…	教育委員会 教育センター
	悪質商法の被害防止指導活動	生活安全指導班を運用し、地域の自治会、婦人会、企業の新入社員等を対象として、最近の悪質商法の実態や被害防止対策について防犯教室を行う。	…	…	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
(2) 消費生活に関する情報提供の充実	消費生活情報の提供	消費者が自主的、合理的な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報誌として大阪市と共同で「くらしすと」を発行する。 <平成 25 年度実績> (1)生活情報誌「くらしすと」(府市共同作成) 毎月1年4回発行 30,000部 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,141件 (H26.3.31現在) (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心!」 86,000部 (25年度版) ②「どうする?君なら」 95,000部 (25年度版) ③「くらしすと」(点字啓発資料) 200部×4回 ④「撃退!悪質商法(シルバー世代編)」1,500部(改訂版) ⑤「撃退!悪質商法(訪問購入編)」5,000部 ⑥「これであなとも契約名人」1,000部(改訂版) ⑦「みんなの力で助け隊」5,000部(改訂版) (4)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例 大阪府消費生活センター設置条例〕	3,245	3,314	府民文化部 消費生活センター

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
住居衛生対策事業	府民の生活における環境衛生上の諸問題に対応し、快適な住居環境を確保するため、健康と生活を軸とした住居衛生対策を推進する。 (1) 住居衛生に関する相談・調査等 (2) 住まいの健康情報の収集と発信 (3) 地域健康展や講習会等に活用するためのパンフレット等啓発媒体の作成 (4) 室内空気中ホルムアルデヒド等の濃度測定	2,941	2,796	健康医療部 環境衛生課	
(2)消費生活に関する情報提供の充実	太陽光パネル設置普及啓発事業 本事業は、府民が安心して既存の住宅の屋根に太陽光モジュールを設置できるよう、府が太陽光発電システム製造者、施工店及び販売店を望ましい行動へ誘導するとともに、府が定める要件を満たすものを登録及び公表することにより、府民が自主的に太陽電池発電設備を普及促進することを目指すものである。 「販売店」においては、大阪府消費生活センターと連携し、大阪府消費者保護条例に基づく「自主行動基準」を届け出、公示されていること、「製造者」、「施工店」及び「販売店」においては「自主的な行動基準（同条例第11条第2項から第4項まで準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表した行動基準をいう。）」を策定していることを登録条件としている。 啓発パンフレット等を活用し、本事業の周知を図っている。 <平成25年度実績> ・自主的な行動基準策定 製造者 5件 施工店 17件 販売店 15件 ・登録 製造者 5件 施工者 3件 販売者 2件	…	…	環境農林水産部 エネルギー政策課	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準をみたし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、情報提供を府民の閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。 ・平成26年3月31日現在：350件 14,643戸のサービス付き高齢者向け住宅の登録 〔根拠法令等：高齢者の居住の安定確保に関する法律〕	0	0	住宅まちづくり部 居住企画課 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 (登録事務については共管)
	大阪府住宅バリアフリーリフォーム支援システム	福祉、医療及び介護の知識を持ち、高齢者・障がい者向けの住宅改造の相談に的確に応じられる建築技術者の養成及び活用を図ることを目的に研修会を実施し、研修修了者（住宅改造相談員）については、住宅改造相談員名簿に登録し、ホームページを活用した情報提供を行っている。 なお、研修事業の受講者数が減少したため、平成24年度にいったん研修を中止し、今後のあり方等について検討した結果、事業を終了することとし、住宅改造相談員名簿の登録、ホームページを活用した情報提供は平成27年3月末をもって終了する。 <ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/barrierfree/index.html	0	0	住宅まちづくり部 居住企画課

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
大阪府住宅リフォームマイスター制度	<p>府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。</p> <p><平成 26 年 3 月 31 日現在> マイスター団体数 19 団体 マイスター事業者数 170 事業者</p> <p><ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html</p>	0	0	住宅まちづくり部 居住企画課
大阪あんしん賃貸支援事業	<p>民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯（以下「高齢者等」という。）が、円滑に入居できるよう、高齢者等の入居を受け入れる民間住宅等の登録及び登録情報の提供等を行う。</p> <p><平成 26 年 3 月 31 日現在> あんしん賃貸住宅 (225 件) 3,216 戸 協力店 288 店 居住支援団体 7 団体</p> <p>[根拠法令等：大阪あんしん賃貸支援事業実施要領]</p>	0	雇用 基金 5,350	
(2)消費生活に関する情報提供の充実 「大阪・工事監理の星」支援システム	<p>大阪府では（一社）大阪建築士事務所協会とタイアップし、「大阪・工事監理の星」支援システムを創設した。本制度は、以下の 2 つの制度を組み合わせることでシステム化したものである。</p> <p>(1)「大阪・優良工事監理建築事務所制度」 （優良な建築事務所を審査・登録する（一社）大阪建築士事務所協会の制度）</p> <p>(2)「大阪府工事監理推進建築士事務所感謝状交付制度」 （（一社）大阪建築士事務所協会から推薦を受けた建築士事務所に知事の感謝状を交付する大阪府の制度）</p> <p>本制度の目的は、違反建築や、欠陥工事・手抜き工事の防止に有効な「工事監理」の定着を促進し、工事監理に真摯に取り組んでいる建築士事務所を広く公表・PR することで、府民が工事監理を委託する建築士事務所を選択する際の一助にすることである。</p> <p>なお現在「大阪・工事監理の星」として登録されている建築工事監理事務所名は、（一社）大阪建築士事務所協会のホームページで公開している。</p> <p>http://www.oaaf.or.jp/</p>	…	…	住宅まちづくり部 建築指導室
建築物に附属する特定の設備等の安全確保	<p>建築物に附属するエレベーターやエスカレーター等の特定設備を、府民が安全で安心して利用できるよう、これらの設備で事故が発生した場合は、その設備の管理者・所有者に届出を義務付け、届け出られた事故情報及び事故原因や防止策について広く情報発信することにより、設備の管理者・所有者のみならず、府民、設備の製造者、建築物の設計者等多くの関係者間で情報の共有化を図り、事故の再発や同種の事故の発生防止に取り組む。また、平成 22 年度から府民啓発の一環で大規模物販店等の施設を利用し地元の小学生及び高齢者に参加して頂き、エスカレーター、エレベーターの正しい乗り方、事故防止について実地体験型のマナー講座を開催している。</p> <p>[根拠法令等：大阪府建築物に附属する特定設備等の安全確保に関する条例]</p>	3,152	3,015	

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(2) 消費生活に関する情報提供の充実	<p>建築基準法及び建築士法に基づく積極的な情報提供、普及啓発</p> <p>(1) 確認検査、工事監理等に関する情報の開示 建築基準法第93条の2の規定による書類閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の履歴、設計者、工事監理者等の情報の積極的な開示を行う。 また、建築士法第23条の8の規定による登録簿の閲覧制度に基づき、開設者、管理建築士等の情報の積極的な開示を行う。</p> <p>[大阪府（都道府県としての府）] ・ 建築士団体等に建築相談業務の充実に要請 ・ 工事監理、建築物防災週間、違法建築防止週間に関するポスター掲示、リーフレットの配布 ・ 関係業界（金融業界、土地家屋調査士会、弁護士会等）への周知 ・ 住宅関係全般に関わる相談窓口一覧表の作成・PR ・ 閲覧制度等における開示内容の検討・実施 ・ 建築士事務所に関する情報の開示 ・ 違反建築等に関する情報のインターネットHPへの掲出</p> <p>[府内特定行政庁（建築確認等の権限をもつ市、府）] ・ 建築主への工事監理者選定の啓発 ・ 消費者へのPR（インターネットHPにより啓発情報を発信） ・ 情報提供体制の整備</p> <p>[指定確認検査機関（建築確認・検査を業務とする民間機関）] ・ 建築主への工事監理者選定の啓発 ・ 消費者へのPR</p> <p>[建築関係団体] (公社)大阪府建築士会 ・ インターネットHPによる啓発 ・ 建築士相談委員会で、監理者選定に係る建築士斡旋等の実施 (一社)大阪建築士事務所協会 ・ 市町村の建築相談に相談員派遣 ・ 法令相談制度の実施 ・ 講演会等のイベントによる啓発(公社)日本建築家協会近畿支部 ・ 建築相談の実施 ・ インターネットHPによる啓発 ・ パネル展等のイベントによる設置</p> <p>(2) 建築手続等の広報・普及啓発 一般消費者に対して建築基準法で義務づけられている「確認申請」「中間検査」「完了検査」等の建築手続についての広報・普及啓発を図る。</p> <p>[大阪府（都道府県としての府）] ・ 建築関係団体等に対し、消費者への啓発体制の充実に要請 ・ 住宅関係全般に係わる相談窓口一覧表の作成・PR [府内特定行政庁（建築確認等の権限をもつ市、府）] ・ 各市（府）における広報活動の実施（広報誌、インターネットHP等の活用） [指定確認検査機関（建築確認等を業務とする民間機関）] ・ 各機関における広報活動の実施</p> <p>[建築関係団体] (公社)大阪府建築士会 ・ 啓発ポスターの作成協力・掲示及びリーフレットの配付 ・ インターネットHPの活用 (一社)大阪建築士事務所協会 ・ 啓発ポスターの作成協力・掲示及びリーフレットの配付 ・ インターネットHPの活用 (一社)大阪建設業協会 ・ 啓発ポスターの掲示 ・ 会員向け広報の実施 (公社)日本建築家協会近畿支部 ・ 啓発ポスターの作成協力・掲示及びリーフレットの配付 ・ インターネットHPの活用 (特社)大阪府中小建設業協会 ・ 府民向け住宅相談の実施 ・ 会員向け広報の実施 (一社)大阪府建団連 ・ 役員会、理事長会議、事務局長会議及び各組合における会員向け広報の実施</p>	住宅まちづくり部 建築指導室

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(3)望ましい消費生活の提案	生活設計と貯蓄の奨励	社会経済情勢の推移に対応して、府民の消費生活の安定、向上を図るため、大阪府金融広報委員会と協力して長期的な生活設計の確立と健全な消費行動に資する各種の啓発運動を実施する。	1,223	1,223	府民文化部 消費生活センター
	グリーン購入の推進	(1)府民等への啓発 環境への負荷の少ないライフスタイルの構築に向け、「豊かな環境づくり大阪府民会議」（府、市町村、事業者、府民及び民間団体等で構成）において、グリーン購入の推進等を内容とする「豊かな環境づくり大阪行動計画」（平成8年6月策定、毎年更新）を策定し推進を図るとともに、環境にやさしい消費行動を通じて府民の環境配慮行動を促進するため、「環境にやさしい買い物キャンペーン」等を実施する。	407	463	環境農林水産部 みどり・都市環境室
		(2)府の率先購入 府が事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業において環境への配慮を徹底させるため、平成13年4月に施行された「国等の環境物品等の調達推進等に関する法律」を受け、策定した「大阪府グリーン調達方針」を平成26年4月に一部改定の上、同方針に基づきより一層のグリーン購入推進に努める。 〔根拠法令等：大阪府循環型社会形成推進条例、 国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律〕	
	生活排水対策の推進	ホームページ「生活排水をきれいにしよう」により生活排水に関する情報を広く提供している。また、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、府民に家庭でできる取組みを呼びかけている。 <URL: http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/sei-hai/index.html > 〔根拠法令等：水質汚濁防止法、 大阪府生活環境の保全等に関する条例〕	282	288	環境農林水産部 環境管理室
	エコカーの普及促進	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)による大気汚染の改善を図るため、また、二酸化炭素(CO ₂)排出量削減により低炭素社会実現を図るため、自動車メーカー等の民間企業や自動車関係団体との協働により試乗イベントなどの啓発活動等による取組みを行い、エコカーの普及促進を図る。 <平成25年度実績> ・エコカー展示・試乗会 10回 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 〔根拠法令等：大阪21世紀の新環境総合計画、大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〕	
駐車時におけるアイドリングストップの推進	駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるアイドリングは、大気汚染や騒音等の問題を引き起こすことから不要なアイドリングは停止する必要がある。 このため、平成10年3月に改正した大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成10年7月1日施行）に基づき駐車時におけるアイドリング停止等の遵守について運転者等への啓発を行う。 〔根拠法令等：大阪府生活環境の保全等に関する条例〕	0	0		

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(3) 望ましい消費生活の提案	<p>おおさか交通エコチャレンジ推進運動</p> <p>エコカー使用の推進やエコドライブの推進などに率先して取り組む事業者を「おおさか交通エコチャレンジ推進事業者」として登録し、ホームページやセミナーで取組紹介を行う。希望者を対象にエコドライブに関する出前講習等の支援を行うとともに、登録事業者のうち優れた取組を行った事業者を表彰することを通じて、環境に配慮した自動車利用を推進する。</p> <p><平成 26 年 3 月 31 日現在></p> <ul style="list-style-type: none"> 登録事業者数：90 事業者（所） <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> エコドライブ出前講習実施回数：15 回 <p><表彰></p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀賞 2 事業者 特別賞 1 事業者 <p>（表彰式：平成 25 年 11 月 20 日）</p> <p>〔根拠法令等：大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〕</p>	環境農林水産部 環境管理室
	<p>リサイクル社会推進事業</p> <p>1. 一般廃棄物関連のリサイクル関係法令の周知 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法などの各種リサイクル関連法令の周知を行い、府民へのリサイクル意識の浸透を図っている。</p> <p>2. 市町村におけるごみ減量の取組み等の紹介 府内各市町村のごみ・リサイクルに関するウェブサイトに移動できるリンクを府のウェブサイトには設けているほか、市町村におけるごみ減量・リサイクル推進週間の取組みや市町村が登録したエコショップのうち府に情報提供されたもののリストを掲載している。</p> <p>3. 大阪府リサイクル認定製品の紹介 リサイクル製品の利用促進を図るために、府民・事業者に向けて、大阪府リサイクル製品認定制度に基づく認定を受けたリサイクル製品をウェブサイトにおいて紹介している。</p>	864	816	環境農林水産部 循環型社会推進室

5. 消費者活動の支援

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(1) 消費者団体の活動支援 消費者研究発表大会の開催	<p>消費者・事業者、行政が一堂に会し、消費者団体が日常独自で行っている各種消費者活動、消費者問題について実践成果・研究事例等の発表を行うとともに、相互に情報交換する場を設けることにより、消費者の自主的な組織活動を支援促進するとともに、幅広い消費者啓発を行う。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成 26 年 3 月 1 日（土） ・場 所 ドーンセンター（大阪市中央区） ・発表団体数 18 団体 295 名 	…	…	府民文化部 消費生活センター
(2) 消費生活協同組合の活動支援 消費生活協同組合の許認可及び指導	<p>府内の消費生活協同組合の適正な運営の確保と健全な発展を図るため、必要な指導を行う。</p> <p>[根拠法令等：消費生活協同組合法]</p>	410	404	府民文化部 男女参画・府民協働課

6. 物 価 安 定 対 策 等

事 業 名	概 要	予算：千円		所 管 課	
		25 最終	26 当初		
(1)生活関連物資の価格・需給動向の調査・監視等	大阪市消費者物価指数の作成	総務省統計局所管の小売物価統計調査の価格資料に基づいて「大阪市消費者物価指数（速報値）」を毎月公表し、府民の消費生活に影響を及ぼす物価水準の変動を正確・迅速に把握して、府民生活に関する行政施策の基礎資料とする。 また、12月分及び3月分公表時には、年平均指数（速報値）及び年度平均指数（速報値）をそれぞれ公表する。	…	…	総務部 統計課
	生活二法の適正な運用	生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、生活二法により当該物資が政令で定められたときには、当該物資の価格・需給動向を調査し、当該物資の販売等を行う者に対し売り渡しの指示や規定された価格以下での販売の指示等を行い、生活関連物資等の供給・価格の安定を図る。（H19.4.1～市町村（政令市除く）へ移譲） 〔根拠法令等：生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法〕	…	…	府民文化部 消費生活センター
	消費者保護条例による緊急措置	生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるとき、当該物資を指定して、売り渡しの勧告を行い、価格の安定及び流通の適正化を図る。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	…	…	
	生活関連物資の価格・需給動向調査	生活関連物資等の価格の異常な高騰等や急激な社会経済情勢の変化により急激な価格変動が見られる場合には、随時、小売店における生活関連物資等の価格・需給動向調査を実施するとともに、生活関連物資関連業界・団体等からの物資の価格・需給・実態等の把握に努める。	…	…	
(2)生鮮食料品の安定的供給等	大阪産（もん）ブランド化の推進	豊かな府民生活の実現に向け、農林水産事業者と食品産業者、飲食事業者等が連携し、地産地消の推進を通じて大阪産（もん）の販路拡大、新商品開発等を促進し、これらにより、府内産農林水産業及び食品関連産業の振興を図る。 ・大阪産（もん）五つの星活動奨励事業 大阪産（もん）の認知度向上や地産地消等に取り組み、消費拡大と府民の理解促進に寄与した団体、個人を著名人等の選考により表彰することにより、大阪産（もん）利用に取り組む事業者のリーダーを育成し、さらなる大阪産（もん）のブランド化の推進を図る。 ・大阪産（もん）ビジネスマッチング事業 大阪産（もん）取扱事業者による商談・物販イベントを開催し、事業者相互の連携・交流を促進し、販路の拡大や新商品の開発を促すとともに、6次産業化法に基づく事業化を支援する。 ・大阪産（もん）首都圏プロモーション事業 農林水産品目での代表的新たなブランド品目の育成に向け、府民アンケート及び料理コンテストを通じて候補品目を絞り込むとともに府民の認識を高める。また、寄せられた料理作品やそのレシピなどを用いて大阪の食の魅力を発信するプロモーション活動を展開し、食材の魅力や食べ方などを全国にPRする。これら候補品目を全国ブランドに飛躍させ、全国認知度を背景にした大阪産（もん）の府内認知度、ブランド力向上を図る。	3,389	5,468	環境農林水産部 流通対策室

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		25 最終	26 当初		
(2) 生鮮食料品の安定的供給等	青果物価格安定対策事業	野菜の産地（対象産地）から、あらかじめ選定された卸売市場等（対象市場）へ出荷した野菜（対象野菜）の価格が一定の基準より低落した場合に、生産者に対し価格差補給交付金を交付することにより、野菜生産農家の経営の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と府民消費生活の安定に資する。 〔根拠法令等：野菜生産出荷安定法、 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領 大阪府こまわり産地野菜価格安定事業実施要領〕	2,533	9,105	環境農林水産部 農政室
	学校給食用牛乳供給事業	児童、生徒の体位・体力の向上に資するため、学校給食用に高品質な牛乳を計画的かつ効率的に供給する。 ・学校給食用牛乳を供給する乳業者の選定及び価格の決定 ・補助金事業実施者への指導、助言 〔根拠法令等：大阪府学校給食用牛乳供給対策要綱〕	989	989	環境農林水産部 流通対策室
(3) 流通の合理化・適正化	中央卸売市場事業	昭和53年4月に開設した中央卸売市場の適正な管理及び運営を図ることにより、生鮮食料品流通の近代合理化に寄与するとともに、府民に対し、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する。 ・市場関係者（卸、仲卸等）の業務指導監督 ・中央卸売市場施設の維持管理 ・入荷量等の統計及び流通実態調査の実施 〔根拠法令等：卸売市場法、 大阪府中央卸売市場業務規程〕	1,005,369	1,133,417	環境農林水産部 流通対策室
	地方卸売市場整備促進事業	府卸売市場整備計画に基づいて、地方卸売市場の計画的整備と適正な運営を図り、府内における生鮮食料品等の安定的な供給と流通の合理化を促進する。 (1) 地方卸売市場の立地配置の適正化と施設の近代化 ・関係業界に対する啓発指導 (2) 地方卸売市場における取引の適正化 ・市場業務の指導監督及び検査 〔根拠法令等：卸売市場法、大阪府地方卸売市場条例〕	2,224	2,180	

事業名	概要	予算：千円		所管課																																																																
		最25終	26当初																																																																	
公立大学法人大阪府立大学が運営する大学の授業料等 (4)公共料金等の適正確保 ①府が決定するもの	授業料は、教育上の役割に対する経費であり、教育を行うために必要な大学の管理運営に要する経費の一部を徴収するものである。その決定に際しては、法人が料金の上限を定め（議会の議決及び知事の認可が必要）、国等の授業料等を勘案して法人の規程で定める。（入学検定料等の手数料決定についても同様である。） (平成26年度)			府民文化部 私学・大学課																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">入学検定料</th> <th colspan="2">入学料</th> <th rowspan="2">授業料</th> </tr> <tr> <th>甲</th> <th>乙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学域・学部</td> <td>30,000</td> <td>282,000</td> <td>382,000</td> <td>年額 535,800</td> </tr> <tr> <td>大学院の研究科</td> <td>30,000</td> <td>282,000</td> <td>382,000</td> <td>同 535,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">履修科目等</td> <td>学域・学部</td> <td>9,800</td> <td>28,200</td> <td>38,200</td> <td>一単位の額 14,800</td> </tr> <tr> <td>大学院の研究科</td> <td>9,800</td> <td>28,200</td> <td>38,200</td> <td>同 14,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究生</td> <td>学域・学部</td> <td>9,800</td> <td>84,600</td> <td>114,600</td> <td>月額 29,700</td> </tr> <tr> <td>大学院の研究科</td> <td>9,800</td> <td>84,600</td> <td>114,600</td> <td>同 29,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講特別聴 学生</td> <td>学域・学部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>一単位の額 14,800</td> </tr> <tr> <td>大学院の研究科</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>同 14,800</td> </tr> <tr> <td>究特別研 学生</td> <td>大学院の研究科</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>月額 29,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生命環境学域獣医学 類及び生命環境科学部 獣医学科</td> <td colspan="2">実験機器充実負担金</td> <td colspan="2">実習充実負担金</td> </tr> <tr> <td>年額</td> <td>85,000</td> <td>年額</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 入学料の欄中、「甲」は入学の日から1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは、1親等の親族である者に、「乙」はその他の者に適用する。</p>	区分	入学検定料	入学料		授業料	甲	乙	学域・学部	30,000	282,000	382,000	年額 535,800	大学院の研究科	30,000	282,000	382,000	同 535,800	履修科目等	学域・学部	9,800	28,200	38,200	一単位の額 14,800	大学院の研究科	9,800	28,200	38,200	同 14,800	研究生	学域・学部	9,800	84,600	114,600	月額 29,700	大学院の研究科	9,800	84,600	114,600	同 29,700	講特別聴 学生	学域・学部	—	—	—	一単位の額 14,800	大学院の研究科	—	—	—	同 14,800	究特別研 学生	大学院の研究科	—	—	—	月額 29,700	生命環境学域獣医学 類及び生命環境科学部 獣医学科	実験機器充実負担金		実習充実負担金		年額	85,000	年額	100,000		
区分	入学検定料			入学料			授業料																																																													
		甲	乙																																																																	
学域・学部	30,000	282,000	382,000	年額 535,800																																																																
大学院の研究科	30,000	282,000	382,000	同 535,800																																																																
履修科目等	学域・学部	9,800	28,200	38,200	一単位の額 14,800																																																															
	大学院の研究科	9,800	28,200	38,200	同 14,800																																																															
研究生	学域・学部	9,800	84,600	114,600	月額 29,700																																																															
	大学院の研究科	9,800	84,600	114,600	同 29,700																																																															
講特別聴 学生	学域・学部	—	—	—	一単位の額 14,800																																																															
	大学院の研究科	—	—	—	同 14,800																																																															
究特別研 学生	大学院の研究科	—	—	—	月額 29,700																																																															
生命環境学域獣医学 類及び生命環境科学部 獣医学科	実験機器充実負担金		実習充実負担金																																																																	
	年額	85,000	年額	100,000																																																																
公立大学法人大阪府立大学が運営する工業高等専門学校	(平成26年度)			府民文化部 私学・大学課																																																																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工業高等専門学校</td> <td>入学定員に係る学生</td> <td>16,500</td> <td>84,600</td> <td>年額</td> <td>全学年</td> <td>234,600</td> </tr> <tr> <td>聴講生</td> <td>4,900</td> <td>8,400</td> <td>1単位の額</td> <td></td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>4,900</td> <td>25,100</td> <td>月額</td> <td></td> <td>12,700</td> </tr> <tr> <td>研究員</td> <td></td> <td></td> <td>研究料年額</td> <td></td> <td>432,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[根拠法令等：公立大学法人大阪府立大学授業料等に関する規程]</p>	工業高等専門学校	入学定員に係る学生	16,500	84,600	年額	全学年	234,600	聴講生	4,900	8,400	1単位の額		6,200	研究生	4,900	25,100	月額		12,700	研究員			研究料年額		432,000																																										
工業高等専門学校	入学定員に係る学生		16,500	84,600	年額	全学年	234,600																																																													
	聴講生		4,900	8,400	1単位の額		6,200																																																													
	研究生		4,900	25,100	月額		12,700																																																													
	研究員			研究料年額		432,000																																																														

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
保健所の使用料 手数料又は診療料 (4) 公共料金等の適正確保 ① 府が決定するもの	<p>保健所の利用料等については無料が原則となっているが、地域保健法施行令第8条において「保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、左に掲げる場合に限り、使用料、手数料又は治療料を徴収することができる。」と規定されており、次の場合を掲げている。</p> <p>ア 特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務を行う場合</p> <p>イ エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設を利用させるため、特に費用を要する場合</p> <p>ウ 特に費用を要する治療を行う場合</p> <p>また、同条第2項で「前項に規定する使用料・手数料又は治療料の額は、実費に相当する額とする。」と規定されており、一部料金を徴収できること及び料金は実費相当額であることの2点が定められている。</p> <p>条例第2条は、これらを受けて、</p> <p>1. 手数料・診療料</p> <p>(7) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合</p> <p>健康保険法（大正11法律70）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め算定方法により算定する額に0.8を乗じて得た額を知事が定める率で除した額に100分の108を乗じて得た額（基準額）。</p> <p>（知事が定める率）</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭33法律192）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付が行われる場合…1.08</p> <p>(2) (1)以外の場合…1.03</p> <p>(イ) (ウ)以外の場合で高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法律80）の規定による療養の給付を受ける場合</p> <p>同法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準の算定方法により算定する額に0.8を乗じて得た額。</p> <p>(ウ) 結核集団健診を依頼する場合</p> <p>(ア)の基準額に0.8を乗じて得た額</p> <p>(エ) (ウ)以外の場合で健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に算定方法の定めのない試験、検査等を依頼する場合</p> <p>別表に定める金額</p> <p>2. 使用料</p> <p>試験・検査等に関する施設を利用しようとする者は、当該施設に係る試験、検査等を依頼しようとする者が前項（1(イ)(ウ)を除く）の規定により納付すべき額に0.8を乗じて得た額</p> <p style="text-align: right;">〔根拠法令等：大阪府保健所条例〕</p>	健康医療部 保健医療室

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する5病院の診療料等 (4) 公共料金等の適正確保 ① 府が決定するもの	<p>診療料等については、地方独立行政法人法に基づき法人の中期計画で定めることとされており、また同時に健康保険法等の規定による保険医療機関として、健康保険法に定められている料金を採用することとされている。</p> <p>中期計画では診療料等をその負担の形態に応じて次のとおり規定している。</p> <p>1. 病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、2及び3に定めるもののほか、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額とする。</p> <p>(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、国民健康保険法（昭和33法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により療養の給付が行われる場合 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準（以下「健康保険法の基準」という。）の算定方法により算定する額（以下「健康保険法の基準による算定額」という。）。ただし、療養の給付に係る費用の額の算定方法について当該法令に異なる定めがある場合においては、当該法令に基づき算定する額とする。</p> <p>(2) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により療養の給付及び入院時食事療養費の給付が行われる場合 高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準（以下これらを「高齢者の医療の確保に関する法律の基準」という。）の算定方法により算定する額</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 健康保険法の基準による算定額に1.2を乗じて得た額を別に定める率で除した額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額（消費税法（昭和63法律第108号）別表第1第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合においては、健康保険法の基準による算定額に1.2を乗じて得た額）。ただし、国又は地方公共団体が診療料等を負担する場合においては当該国又は地方公共団体と協議して別に定める額とし、診療を受ける者が診療料等につき自動車損害賠償保障法（昭和30法律97）第16条第1項の規定により損害賠償額の支払を請求できる場合においては健康保険法の基準による算定額に1.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2. 健康保険法の基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の基準に算定方法の定めのない診療料等の額は、別に定める。</p>	健康医療部 保健医療室

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
(4) 公共料金等の適正確保 ① 府が決定するもの	一般公衆浴場入浴料金の指定	578	649	健康医療部 環境衛生課
	府営住宅の家賃	34,235,522	34,149,755	住宅まちづくり部 住宅経営室

一般公衆浴場の入浴料金については、物価統制令及び同法施行令の規定に基づき統制額として知事が指定することとされており、大阪府においては、入浴料金の統制額を指定するにあたっては、附属機関である大阪府公衆浴場入浴料金審議会の答申を得ることとしている。

[入浴料金] (改定日：平成 26 年 4 月 16 日)

(2) 大人料金 440円 (旧 410円)

(2) 中人料金 150円 (旧 130円)

(3) 小人料金 60円 (据え置き)

(注) 統制額とは、一般公衆浴場の入浴料金の最高額を知事が指定するもので、浴場営業者はこれを超えて利用者から徴収することができない。

[根拠法令等：物価統制令、同法施行令、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令、大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則]

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸するため、国の補助を受けて整備した住宅である。この家賃の額は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、政令の規定により算定された近傍同種の住宅の家賃以下で政令に規定する方法により知事が定める額とする。

ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第 34 条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。また、収入が著しく低額である等、一定の事由が認められるときには条例第 13 条により、家賃の減額をしている。

[根拠法令等：公営住宅法、大阪府営住宅条例]

(2) 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者向けの良質な賃貸住宅の供給を促進するため、地方公共団体が建設する住宅である。

特定公共賃貸住宅の家賃の額は、大阪府営住宅条例第 31 条により、省令に定める算定方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の住宅の家賃水準を考慮して知事が定めることとしている。また、管理開始後の一定期間、入居者の所得に応じた減額を行う。

[根拠法令等：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
大阪府営住宅条例]

事業名	概要	予算：千円		所管課																																	
		25 最終	26 当初																																		
(4) 公共料金等の適正確保 ① 府が決定するもの	府立高等学校の入学料等	<p>「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴って、平成26年度入学生から授業料を負担いただくこととなった。ただし、高等学校等就学支援金制度の受給にかかる申請を行い、認められた場合は、国が生徒に代わり授業料を負担することになるため、実質、無償となる。 (所得制限あり)</p> <p>[根拠法令等：大阪府立学校条例]</p> <p>(平成26年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の種類</th> <th>入学検定料</th> <th>入学料</th> <th colspan="2">授業料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高 等 学 校</td> <td>全日制の課程</td> <td>円 2,200</td> <td>円 5,650</td> <td colspan="2">円 月額 9,900</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td>950</td> <td>2,100</td> <td colspan="2">円 月額 2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">校</td> <td rowspan="3">通信制の課程</td> <td rowspan="3">800</td> <td rowspan="3">500</td> <td>聴講料 1 講座</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>1 単位あたり年額</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>聴講料 1 講座</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 単位あたり年額</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>		学校の種類	入学検定料	入学料	授業料		高 等 学 校	全日制の課程	円 2,200	円 5,650	円 月額 9,900		定時制の課程	950	2,100	円 月額 2,700		校	通信制の課程	800	500	聴講料 1 講座	6,500	1 単位あたり年額	330	聴講料 1 講座	3,300					1 単位あたり年額	330		教育委員会 施設財務課
	学校の種類	入学検定料	入学料	授業料																																	
高 等 学 校	全日制の課程	円 2,200	円 5,650	円 月額 9,900																																	
	定時制の課程	950	2,100	円 月額 2,700																																	
校	通信制の課程	800	500	聴講料 1 講座	6,500																																
				1 単位あたり年額	330																																
				聴講料 1 講座	3,300																																
				1 単位あたり年額	330																																
その他の使用料及び手数料	<p>(1) 使用料 行政財産の目的外使用料は、公の施設の使用料を徴収するもので、条例で定める。 金額は、受益者負担の原則から行政財産等の維持管理費又は減価償却費につき必要とする経費を限度として、なるべく低廉であるべきものとされている。 [根拠法令等：大阪府都市公園条例などの各個別の条例]</p> <p>(2) 手数料 特定の者に提供する役務に対する費用又は報償として徴収する料金で、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける者の利益とを勘案して定められるべきであるとされている。大阪府における使用料及び手数料については、いずれも「必要とする経費」等を基礎に定められている。 [根拠法令等：個別の条例及び大阪府手数料規則など]</p>	当該施設管理の主管課等																																	

事業名	概要	予算：千円		所管課																
		25 最終	26 当初																	
私立高校等授業料支援 (4) 公共料金等の適正確保 ② 府が助成又は関与するもの	(1) 高等学校等就学支援金 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないとともに、私立高等学校等の生徒については、その授業料に充てるための就学支援金を支給する。 ・全日制課程 月額 9,900 円 ・通信制課程 1 単位あたり 4,812 円 ・それぞれ、年収 350 万円未満程度の世帯には加算 (1.5 倍または 2 倍) がされる。 ※対象者 日本国内に住所を有し、私立高等学校等に在学している者。 [根拠法令等：公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律]	14,908,969	15,624,952	府民文化部 私学・大学課																
	(2) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金 平成 23 年度から、大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階において、すでに授業料無償である国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、保護者（親権者合算）の年収めやす 610 万円未満程度までは授業料を無償とし、保護者の年収めやす 800 万円未満程度までは授業料の保護者負担が 10 万円で収まるよう、補助金を交付する。これにより、公私間の競争条件を合わせ、切磋琢磨による教育力の向上を促す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">補助金の限度額</th> </tr> <tr> <th>保護者の年収めやす※</th> <th>全日制課程等 (年額)</th> <th>通信制課程 (1 単位あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250 万円未満程度</td> <td>342,400 円</td> <td>408 円</td> </tr> <tr> <td>350 万円未満程度</td> <td>401,800 円</td> <td>2,814 円</td> </tr> <tr> <td>610 万円未満程度</td> <td>461,200 円</td> <td>5,220 円</td> </tr> <tr> <td>800 万円未満程度</td> <td>361,200 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※対象者：国の就学支援金を受給しており、毎年度 10 月 1 日において、大阪府内の私立高等学校（全日制・通信制）、専修学校高等課程等のうち、知事が指定する就学支援推進校に在学している大阪府内在住の生徒。 ※対象所得：大阪府内在住の保護者（親権者合算）の市町村民税所得割額（子どもの人数や年齢に応じて段階的に設定したもの）により判定する。 [根拠法令等：大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱]	区分	補助金の限度額		保護者の年収めやす※	全日制課程等 (年額)	通信制課程 (1 単位あたり)	250 万円未満程度	342,400 円	408 円	350 万円未満程度	401,800 円	2,814 円	610 万円未満程度	461,200 円	5,220 円	800 万円未満程度	361,200 円	—	17,820,821
区分	補助金の限度額																			
保護者の年収めやす※	全日制課程等 (年額)	通信制課程 (1 単位あたり)																		
250 万円未満程度	342,400 円	408 円																		
350 万円未満程度	401,800 円	2,814 円																		
610 万円未満程度	461,200 円	5,220 円																		
800 万円未満程度	361,200 円	—																		

事業名	概要	予算：千円		所管課																							
		25 最終	26 当初																								
私立高校等授業料支援 (4) 公共料金等の適正確保 ② 府が助成又は関与するもの	(3) 大阪府育英会奨学金事業 (公財)大阪府育英会において、教育の機会均等を図るため、高等学校等へ進学を希望又は在学する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒等に対し、奨学金の貸付を行う。 (実施内容) ○平成 26 年度 奨学資金・入学時増額奨学資金貸付事業	3,989,016	2,544,619	府民文化部 私学・大学課																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付区分</th> <th rowspan="2">学校区分</th> <th colspan="2">所得基準</th> <th rowspan="2">貸付限度額 (無利子貸付)</th> </tr> <tr> <th>市町村民税 所得割額 (保護者合算)</th> <th>年取めやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">奨学資金</td> <td>国公立 私立</td> <td>251,100 円未満</td> <td>800 万円 未満程度</td> <td>各校の授業料実質負担額 (※) +その他教育費 10 万円 (年額) (授業料負担が実質無償 となる場合は 10 万円)</td> </tr> <tr> <td>私立 のみ</td> <td>251,100 円以上 347,100 円未満</td> <td>800 万円以上 1,000 万円未満 程度</td> <td>24 万円 (授業料実質負担額が 24 万円を下回る場合はその 額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学時増額 奨学資金</td> <td>国公立</td> <td rowspan="2">162,900 円未満</td> <td rowspan="2">610 万円 未満程度</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>25 万円</td> </tr> </tbody> </table>	貸付区分	学校区分	所得基準		貸付限度額 (無利子貸付)	市町村民税 所得割額 (保護者合算)	年取めやす	奨学資金	国公立 私立	251,100 円未満	800 万円 未満程度	各校の授業料実質負担額 (※) +その他教育費 10 万円 (年額) (授業料負担が実質無償 となる場合は 10 万円)	私立 のみ	251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満 程度	24 万円 (授業料実質負担額が 24 万円を下回る場合はその 額)	入学時増額 奨学資金	国公立	162,900 円未満	610 万円 未満程度	5 万円	私立	25 万円			
	貸付区分			学校区分	所得基準		貸付限度額 (無利子貸付)																				
		市町村民税 所得割額 (保護者合算)	年取めやす																								
奨学資金	国公立 私立	251,100 円未満	800 万円 未満程度	各校の授業料実質負担額 (※) +その他教育費 10 万円 (年額) (授業料負担が実質無償 となる場合は 10 万円)																							
	私立 のみ	251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満 程度	24 万円 (授業料実質負担額が 24 万円を下回る場合はその 額)																							
入学時増額 奨学資金	国公立	162,900 円未満	610 万円 未満程度	5 万円																							
	私立			25 万円																							
注) 1. 上記貸付限度額の範囲内で、希望する額を貸付。 2. 保護者が府民に限る。 3. 年取めやすは、4人世帯(父母(いずれか1人に収入あり)、子ども2人(高校生1人と中学生1人))の場合の一例。 ※授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から、国の就学支援金、府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいう。																											

事業名	概要	予算：千円		所管課
		25 最終	26 当初	
大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業	<p>中堅所得者や新婚世帯及び子育て世帯が、良質な賃貸住宅である特定優良賃貸住宅に低廉な家賃負担で入居できるよう、特定優良賃貸住宅の所有者である認定事業者に対し、家賃の減額に要する費用を補助する。</p> <p><平成 25 年度末時点の団地数及び管理戸数> 304 団地 7,007 戸 (H26. 3. 31 現在) [根拠法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱 ・大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領 ・大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業補助金交付要領 	671,411	673,495	住宅まちづくり部 居住企画課
(4) 公共料金等の適正確保 ② 府が助成又は関与するもの 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	<p>高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、大阪府住宅供給公社等に対し、家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、高齢者が低廉な家賃で入居できる優良な賃貸住宅の供給を促進する。</p> <p><平成 25 年度末時点の団地数及び管理戸数> 62 団地 2,885 戸 (H26. 3. 31 現在) [根拠法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 ・高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱 ・大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱 ・大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領 	748,343	733,260	
大阪府サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業	<p>高齢者が安心して暮らしていける新たな住まいであるサービス付き高齢者向け住宅に家賃の減額に要する費用の補助を行うことにより、低所得者が入居可能なサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を行う。</p> <p><平成 25 年度末時点の住宅数及び認定戸数> 42 住宅 572 戸 (H26. 3. 31 現在) [根拠法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府サービス付き高齢者向け住宅制度要綱 ・大阪府サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金交付要領 	61,927	137,786	



大阪府

大阪府消費生活センター 平成 27 年 3 月発行

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター I T M 棟 3 階/TEL: 06-6612-7500